

平成 2 1 年 第 1 回

猪名川上流広域ごみ処理施設 組合議会（定例会）会議録

平成 2 1 年 2 月 1 6 日 開 会

平成 2 1 年 2 月 1 6 日 閉 会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（2月16日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～86
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	7
----- 開 議 -----	
諸般の報告	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 事業方針説明	8
日程第4 一般質問	9
○平岡 譲君	9
1. 環境保全委員会の今後とモニタリング機能の強化について	
----- 休 憩 -----	
----- 再 開 -----	

○黒田美智君	16
1. 平成19年12月3日付で起訴された「恐喝未遂事件」について	

○宮坂満貴子君	22
1. 焼却施設試運転時データの収集と管理について	
2. 事務局とJFE・JFE環境サービス当業者との関係について	
3. 外部専門機関への相談や技術的アドバイスの要請について	

----- 休 憩 -----
----- 再 開 -----

日程第5 議案第1号	28
日程第6 議案第2号	29
日程第7 議案第3号	30
日程第8 議案題4号	31
日程第9 議案第5号	40
日程第10 議案第6号	44
日程第11 議案第7号	50

----- 休 憩 -----
----- 再 開 -----

日程第12 請願第1号	80
-------------------	----

----- 休 憩 -----
----- 再 開 -----

管理者あいさつ	86
議長あいさつ	86

----- 閉 会 -----

第1回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

第 1 日 会 議 録

平 成 2 1 年 2 月 1 6 日

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年2月16日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 岩 田 秀 雄

第 1 日 植 村 壽 雄

会議録署名議員

同 秋 元 美 智 子

員 議 招 応

1 番	福	田	長	治	2 番	松	田	恭	男
3 番	梶	田	忠	勝	4 番	前	田		貢
5 番	岡	本	一	志	6 番	今	中	喜	明
7 番	安	田	忠	司	8 番	宮	坂	満	貴子
9 番	久	保	義	孝	10 番	岩	田	秀	雄
11 番	吉	田	げん	ぱち	12 番	岩	城	重	義
13 番	新	賀		保	14 番	植	村	壽	雄
15 番	秋	元	美	智子	16 番	黒	田	美	智
17 番	平	岡		讓	18 番	西	谷	八	郎治

(1 8 名)

審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議 案 1	猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体の登録に関する条例の制定について	21. 2, 16	21. 2, 16	可 決	
議 案 2	猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について	〃	〃	可 決	
議 案 3	猪名川上流広域ごみ処理施設組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	可 決	
議 案 4	猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	可 決	
議 案 5	猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	可 決	
議 案 6	平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第2回）	〃	〃	可 決	
議 案 7	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算	〃	〃	可 決	
請 願 1	ごみ処理施設運転委託業務に対する施設組合の技術的補強を目的とした第三者機関との連携体制の構築に関する請願	〃	〃	不採択	

◎ 出席議員

1 番	福 田 長 治	2 番	松 田 恭 男
3 番	梶 田 忠 勝	4 番	前 田 貢
6 番	今 中 喜 明	7 番	安 田 忠 司
8 番	宮 坂 満 貴 子	9 番	久 保 義 孝
1 0 番	岩 田 秀 雄	1 1 番	吉 田 げんぱち
1 2 番	岩 城 重 義	1 3 番	新 賀 保
1 4 番	植 村 壽 雄	1 5 番	秋 元 美 智 子
1 6 番	黒 田 美 智	1 7 番	平 岡 讓
1 8 番	西 谷 八 郎 治		

(1 7 名)

◎ 欠席議員

5 番 岡 本 一 志

◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	真 田 保 男
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	中 西 啓 輔
事 務 局 長	浜 田 剛
次長 (総務担当)	
兼 総 務 課 長	渡 部 秀 男
次長 (施設建設担当)	
兼 施 設 建 設 課 長	雪 岡 健 次
参 事	井 上 功
施 設 建 設 課 主 幹	野 村 徹

◎ 事 務 局 職 員

書 記	南 正 好
書 記	茨 木 実

◎ 議事日程・付議事件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		事業方針説明
4		一般質問
5	議 案 1	猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体の登録に関する条例の 制定について
6	議 案 2	猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員の行為の 制限の特例に関する条例の制定について
7	議 案 3	猪名川上流広域ごみ処理施設組合公告式条例の一部を改正する 条例の制定について
8	議 案 4	猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員定数条例の一部を改正する 条例の制定について
9	議 案 5	猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
1 0	議 案 6	平成 2 0 年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算(第 2 回)
1 1	議 案 7	平成 2 1 年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算
1 2	請 願 1	ごみ処理施設運転委託業務に対する施設組合の技術的補強を目的 とした第三者機関との連携体制の構築に関する請願

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前 10 時 09 分

○議長（岩田秀雄君） ただいまより、平成 21 年第 1 回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、条例制定、平成 20 年度補正予算及び平成 21 年度予算を審議する重要な議会であります。議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございましたが、議員各位の綿密周到なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会のご審議にご精励くださいますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

次に、管理者からごあいさつをいただきます。管理者。

○管理者（大塩民生君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成 21 年第 1 回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご参会をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方のご精励に対しまして、深く敬意を表するところでございます。

平成 12 年 8 月、この猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設立をされましてから、8 年半の歳月を経まして、この本年 4 月、国崎クリーンセンターが稼働する運びとなりました。これも、ひとえに議員の皆様並びに住民の方々のご理解とご協力のたまものであり、ここに改めて御礼を申し上げるところでございます。

平成 17 年 3 月からの工事の施行につきましては、予想を超えます硬岩の出現などにより、1 年間の工期延長をいたしました。昨年末には施設の試運転に至ったところでございます。おかげをもちまして、その試運転につきましても、現時点におきましては順調に進んでおりますことをご報告を申し上げさせていただきますとともに、ここに改めて、今後施設の運転に万全を期すことをお誓いを申し上げるところでございます。

今後におきましても、これまで以上のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、後ほど私からご提案を申し上げる案件は、条例制定 5 件、平成 20 年度補正予算及び平成 21 年度当初予算の 7 件でございます。

諸議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりまして、まことに簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） まず、本日の議員の出欠をご報告いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

欠席の届け出のあった者、岡本一志議員、遅刻の申し出のあった者、新賀保議員であります。

開 議 午前10時13分

○議長（岩田秀雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩田秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。

議長において、

14番 植村壽雄議員、15番 秋元美智子議員

を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日16日から17日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、2日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 事業方針説明

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第3 事業方針説明であります。

管理者から説明をお願いいたします。管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、平成21年度の予算案のご審議をいただくに当たりまして、本組合の事業に取り組みます方針を明らかにいたしまして、議員の皆さんと、そして住民の皆さんとともに、温かいご理解とご支援をお願いしたいというふうに存じます。

平成21年度は、平成10年から取り組んできました1市3町の広域ごみ処理施設——国崎クリーンセンターが稼働をいたします。これに伴い、組合事業は、これまでの施設建設の取り組みから、施設の適正管理運営へと大きく転換することとなります。今までつくり上げてきたハードに、運営というソフトを加え、名実ともに当地域の循環型社会構築の拠点として活動を開始をいたします。

さて、現在の循環型廃棄物対策の考え方は、発生回避——リデュース、再使用——リユース、再利用——リサイクル、適正処理、最終処分の優先順位を基本原則としていますが、国崎クリーンセンターは、この原則を体現する施設となっております。

まず、廃棄物の発生回避や再使用の観点については、住民の皆さんの取り組みが重要な要素となります。このため、国崎クリーンセンターに啓発施設を設置し、啓発展示や講座の開催、また物の修理などのワークショップを通して、発生回避、再利用の意識を広げる取り組みなど、住民の皆さんへごみ問題、環境問題の情報発信をしていきます。この啓発施設の運営は指定管理者が行いますが、民間企業の柔軟な発想でこの取り組みを推進していきます。

次に、再利用の観点では、リサイクル施設で、住民の方が分別された資源物などをそれぞれの種別に破砕、圧縮、梱包、貯留をして、資源物について再生業者等に引き渡すまでの作業を行います。この運営は組合職員と委託業者が共同して行いますが、調整を十分図り、施設の機能を最大限に発揮する運営を行います。

適正処理の観点からは、減量、リサイクルの後に残る廃棄物について、24時間連続運転を基本として、環境負荷を極力低減しながら焼却処理する焼却施設を設置しております。昨年12月より試運転に伴うごみ焼却を開始し、現在まで機器の調整を順調に積み上げてきており、1月の予備性能試験では、排ガス等の数値においておおむね良好な結果となっております。今後、性能試験の結果を確認した後、3月末に引き渡しを受ける予定であります。この施設の運転は専門の業者に委託をしていきますが、委託業者職員の技術の向上を図り、運転時に排出される有害物質についての厳しい組合基準を遵守します。

最後に、最終処分の観点では、当面、灰溶融処理をして排出されるスラグ等は、そのま



ま大阪湾の埋立処分場に処分することとなりますが、今後、道路舗装材等への利用を促進し、できる限り最終処分物をゼロに近づける努力をしてまいります。

そして、組合事務局は、以上の取り組みを総合的に管理し、調整する役割を担い、国崎クリーンセンターが環境の時代にふさわしい誇れるごみ処理施設との評価を受けたいと考えております。

平成21年度予算は、今まで述べてきたように、管理運営のための予算編成となるため、平成20年度までの施設建設を中心とした予算から大きく内容が変わります。歳入においては、建設のための国庫補助金や起債がなくなることから、これに対応する国庫支出金と組合債の収入がなくなり、市町負担金が収入の中心となります。歳出についても、衛生費の施設建設費の歳出がなくなり、新たに総務費に緑地等維持管理費、衛生費に施設管理費、ごみ処理費、啓発費を加え編成しております。

予算の計上においては、溶融施設における燃料費や重層的な排ガス処理のための薬品類など、また啓発施設の指定管理料といった今までにない要素に増額がありますが、施設の運転については、委託処理を基本として一般競争入札により業者を決定したところであり、経費の削減に効果があったものと考えております。このほか、施設稼働状況や周辺環境への負荷の状況を明らかにするため、特に稼働初年度ということから環境影響評価の事後調査に重点を置き、住民の皆様安心していただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上が平成21年度の主な事業でございます。この事業方針に基づきまして、後ほどご審議をいただき平成21年度当初予算案を編成をいたしました。

これをもちまして、平成21年度の組合事業方針についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~

日程第4 一般質問

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第4 一般質問を行います。

一般質問の通告を受けておりますので、順序に従って順次発言を許します。17番 平岡譲議員。

○17番（平岡 譲君） おはようございます。

川西市議会公明党の平岡譲でございます。通告に従いまして、一般質問、1項目において質問をさせていただきます。

環境保全委員会の今後とモニタリング機能の強化についてでございます。

昨年8月議会の一般質問の事務局の答弁で、ごみ処理施設の本格稼働が始まります、4

月以降の環境保全委員会の役割について、環境状況を把握するだけではなく、施設の状況の監視という重要な役割も担っていただくことになりましてとお答えになりました。そのことを踏まえた中で質問をさせていただきます。

現在、ごみ処理施設では、4月からの本格稼働に向けて焼却炉、灰溶融炉の試運転が行われ、機器類の性能チェックなどが行われております。本格稼働が始まります4月以降、環境保全委員会の役割は事業そのものをチェックする第三者機関となり、施設周辺の環境保全や施設稼働状況の監視などをするといった施設の安全、健全運営のための重要なポジションをこれから担っていくわけでもあります。

環境保全委員会の設置要綱では、同委員会の任務について、1、排出負荷及び周辺環境状況調査計画の決定に関する事項、2、前号の調査結果に対する事項、3、施設稼働状況の監視に関する事項となっております。

本格稼働に伴い、環境保全委員会の役割は、環境影響評価の状況確認や周辺環境に与える影響の把握のみならず、焼却炉や灰溶融炉、リサイクルプラザなどの各部門の事業が適正に行われているのかといった施設機能のチェックなどにも力点が置かれます。したがって、今後は、事業全体の監視能力の向上が求められるように思います。

事業全体のモニタリングを強化するためには、地域住民や専門家を含めた環境保全委員会がどのように施設全体を監視をしていくのか、どのような任務をどれくらいの範囲で検証をしていくのか、詳細な監視項目の設定が必要であると考えます。

国崎クリーンセンターは、兵庫県有数の大自然の中にそびえ立つごみ処理施設である。また、国が定める排ガス基準をはるかに上回る基準、厳しい基準で設計された最新設備のごみ処理場でございます。

そこで、今後の環境保全委員会の具体的役割についてお聞きをいたします。

どのような視点からどのように施設を監視していくのがよいのか、お考えを伺います。また、今後の環境保全委員会のあり方について、環境保全委員会で議論をし、意見を出し合った中で、その上で環境保全委員会の名称変更、任務内容の具体化、委員の選任なども含めた検討をするべきと思いますが、ご見解を伺います。

施設を監視すべき第三者機関として環境保全委員会をどのように今後位置づけようとしておられるのか、具体的にお答えをいただきたい。

1回目の質問を終わります。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） おはようございます。

それでは、平岡議員の環境保全委員会の今後とモニタリング機能の強化についてのご質

問にお答えをさせていただきます。

現在、設置されております猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会につきましては、第三者であり、環境に係る専門知識を有する学識経験者6名、直接的当事者である周辺地域住民代表5名、一般住民、広い意味では当事者になるとと思われる住民代表6名、そして関係行政職員5名の22名で構成されております。

その設置目的は、組合が建設し、この4月から本格的に運営を行うごみ処理施設について、その建設及び運営を行っていく過程における排出負荷状況、周辺環境状況並びに稼働状況を明らかにすることにより、当該ごみ処理施設に対する住民の信頼を確保することを目的としています。

そして、委員会の任務といたしましては、繰り返しになりますが、1つ目が排出負荷及び周辺環境状況調査計画の決定に関する事項、2つ目がこれらの調査結果に関する事項、3つ目が施設稼働状況の監視に関する事項となっております。

環境保全委員会におきましては、処理施設に係る住民の信頼の確保、つまり環境影響に関して安全安心を確認いただくのが最大の目的であり、過負荷運転に陥り、環境負荷が大きくなるかというような観点から、施設の稼働状況の監視も重要な役割となるものと考えておるところでございます。この安全安心を確認いただくという目的が重きをなすというのは、施設が存続する限り同様でございます。その目的を果たすには、周辺地域住民代表を除外した第三者機関への移行は難しいものと考えております。

なお、事業が適正に執行されているか等については、組合議会にお諮りするのが第一義と考えておりますので、よろしく願いをいたします。

答弁は以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 17番。

○17番（平岡 譲君） ご答弁ありがとうございます。

答弁の中で、環境保全委員会の位置づけというか、目的というか、施設の稼働状況を監視するとともに、環境状況を明らかにしていくというご答弁があつて、大変前向きな答弁だったと思うんですけども、ではその稼働状況を明らかにしていくところが任務あるいは目的であるということを考えた中で再質問をさせていただくんですが、やはり今後のごみ処理施設における環境保全委員会の存在意義、施設全体のモニタリングを行う、施設全体の稼働状況を明らかにするということと照らし合わせて合致するのではないかなど、そういうふうに思うわけですが、課題は、環境保全委員会の設置要綱の目的にもございますごみ処理施設に対する住民の信頼の確保、これをどのように実現をしていくのかであろうかと思えます。

市民のごみ処理に対する安心感の確保、安全かつ安定的なごみ処理の継続がなされるよう、施設を監視すべき第三者機関ともおっしゃっていらっしゃったので、唯一第三者機関として機能をしていかねばならないという、そういった大きな目的が出てくるわけでございます。

環境保全委員会が施設の稼働状況の監視という重要な役割を担っていくことになりまして、施設の稼働状況についてはかなり広い範囲の意味が持たれると、こういうふうに思うわけなんです、やはり施設の稼働状況のモニタリングを適正に行っていくという部分につきましては、具体的なモニタリング、いわゆる監視の項目というのが今後必要ではないか、このように申し上げておきます。

近隣市におきましても、広域ごみ処理施設、広域行政的な処理施設というのはたくさんございまして、モニタリングの検討が始まっているようなところがたくさんございます。近隣市のモニタリング、いわゆる監視についてのご紹介を簡単にさせていただきたい。モニタリングの視点、目的についてモニタリングを検討する委員会などをつくられて提示されている内容なんです、やはりモニタリングの検討につきましては、委員会におきまして、最初に、何をモニタリングするのか、つまりモニタリングの視点について議論をされている部分がございます。

その中で、近隣市で挙げられているのは、まずは安全の視点であります。施設見学に訪れる市民、あるいは施設で働く作業員、周辺地域住民や搬入者などの施設利用者などの安全確保、そういった部分、2つ目は、環境負荷の視点であり、施設運営が地域の環境負荷を増加させ、市民の生活環境を悪化させる事態を防ぐ視点であります。これは、現在、環境保全委員会で一番力を入れているようなところかなと思います。3つ目は、民間事業者の健全性の視点、民間事業者の事業の継続性、法令遵守や社会的責任を挙げられております。4つ目は、コストの視点、コストを削減して財政負担の低減を図ることという、以上4つの視点が、今現在、近隣市でモニタリングの視点というところでとらえられている状況がある、そういったところを申し上げさせていただきます。

その委員会では、モニタリングのイメージをより具体化するために、実際にモニタリングを行う項目についても検討を行われております。モニタリングの視点を軸として、各視点に対し項目案を提示をしておるところもあります。

その項目なんです、安全の視点からに関しましては、やはり運転データ、異常への対応、ごみの処理量、灰発生量など、環境負荷の視点からは、排ガス濃度やリサイクル実績であるとか収集車の車両台数、民間事業者の健全性の視点からは、財務データや内部の監査報告書、コストの視点では、運営コストやコストの内訳についても、いわゆる第三者機

関の監視という、そういった目で向けられておるところもございます。

簡単に説明させていただいたこの概要だけでもたくさんの分野に上るわけですから、施設の稼働状況をモニタリングするというのは、容易、簡単ではございません。

そこで、再質問でございますが、先ほど稼働状況をしっかりと明らかにするという言葉がございましたように、情報公開していく。いろんな形の中で、内部のデータ、たくさんございます。そういった部分を第三者機関でございます環境保全委員会に提示をしていただき、チェックをしていただく、監視をしていただくというところで再質問をさせていただくわけなんです、ごみ処理施設全体を監視できる体制につきましては、外部によるモニタリング体制、いわゆる現行の環境保全委員会的なもの、そして内部によるモニタリング、いわゆる事務局や監査委員等が行うもので、その双方が効率的に機能することによりまして、効果的にモニタリングの強化が図られることと存じます。事務局は、施設の効果的なモニタリング体制についてどのようにお考えがあるのか、具体的に見解を伺いたい。また、施設自体、専門性が高く、専門分野的な知識がモニタリングする側に必要になってくるわけがございます。この点についてはどうお考えになっておられるのか、再質問をお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） 環境保全委員会等の附属機関につきましては、いわゆる専門性があるとか、特殊性があるとか、そういうものに関して設置していくべきものと考えておりまして、まさに環境保全委員会は、今、環境という専門性のあるところ、あるいは地域住民の意見を反映しなければならないという特殊性があって設置しているところがございます。

議員ご指摘のところのコストの面とか民間の事業者の健全運営等の課題につきましては、専門性がある、特殊性があるということで、そういうことを討議する場を設けるべきという議会の総意がありましたら、組合としてはそれに向けて、また環境保全委員会とは別の組織でもって対応していきたいと考えております。

現在、環境問題だけで1回の会議で2時間半から3時間費やしているところがございます、その中で発展的にまた委員を拡充して、専門委員を取り込んで1つの会議の中で運営を行っていくのは非常に困難と考えておりますので、先ほど4点ほどご指摘いただきましたけど、3番目、4番目の問題を討議する委員会を設置すべきというご意見でしたら、また別途考えていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩田秀雄君） 17番。

○17番（平岡 譲君） ほかに何かあったらよかったですけども、ありがとうございます。

す。

近隣市の例というか、そういったところを提示しながら再質問したわけなんですけれども、やはり住民からの視点ですね。今の答弁の中で、住民の意見を反映させるといった部分がこれからますます強くなってこようかなと、そういった感があるわけなんですけれども、そういった中で質問させていただいたわけなんですけど、地域住民の皆様方がいろんなご意見をお持ちになりながら、新しく4月からオープンする国崎クリーンセンターについてかなり関心がある人が出てきておるわけでございます。

そういった中で、地域住民の心配されているところというのがこれから意見として上がってくると思うんですけれども、周辺住民は、環境ももちろんなんですけど、施設全体が安全に安定的に継続して運行される、大きな事故というところを懸念される部分もあると思います。そういった中で、環境保全委員会が現行どおり進んでいけばいいんですが、たくさん課題というのが委員さんからもこれから出てくる、そういった部分があると感じるわけなんです。やはり環境保全委員会の中で一度議論されて、監視する視点、問題になるところ、たくさんデータを、管理する側がきちんと整理しながら環境保全委員会に提示する。その信頼性という部分につきましては、なかなかこれからというところなので、その信頼性というのを確保するために、先ほども質問の中で言ったんですが、内部的な事務局がするモニタリング、そこを環境保全委員会等々の外部の第三者機関が100%信じていることができるのかどうか。前回の臨時議会の中でも、そういったところが明らかになった件がございます。

ごみ焼却施設内部における日々の監視体制につきましては、当然事務局が行っていくわけなんですけど、先般の焼却炉の立ち上げ時の問題、こういったところを振り返ったときに、委託する側に委託業務の技術的な知識がないと、なかなか監視することは難しいということがわかったわけでございます。試運転の段階に来て、焼却炉の立ち上げ時におきまして、ごみ投入後、十分な蒸気量が確保されるには時間がかかる、そのため組合の定めた排ガス基準をクリアできないことが判明をしております。それで組合による対応策が示されて、一瞬、一時安堵したものの、今度は技術的に対応は無理との回答があり、結果、十分な蒸気量を発生させるために長時間の空だきをする。なお、その間は組合の設定する排ガス基準には満たないとの回答があったところなんです。内部的な技術的監視ができていなかったから、こういう事態になり、事務局の信頼失墜につながったわけでありまして。

そこで、しっかりした外部による施設全体の監視の目が必要と感じた、私にはそういった瞬間でありました。この際、施設に係るすべてを監視するという意味で、具体的なモニタリングの検討を図るべきだと思います。環境保全委員会は、施設の安全確保のための住

民主体の監視委員会でもございます。施設の近隣住民が安全で安心な生活を送り続けられるように、委員の皆様方は責任を感じながら委員会に参加されているものと存じます。今後は、施設全体を監視する方向へ関心が高まっていくのは当然であります。

最後になりますが、管理者にお答えいただきたいのですが、環境保全委員会の今後の役割について、先ほど事務局のほうから答弁があったんですけれども、どのような形が望ましいか、今までの一連の状況を考えてみた中で、どのような形が望ましいのか、最後にご意見を伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） ただいま議員のご指摘の件、以前からお答えをさせていただいていますように、まずは周辺地区の方々の安全、その信頼を得ること、それとなおかつ、安全な運転を心がけること、これにつきましては、委託業者である業者とともに、我々も指導していかなあかん。その中で、今現実的に、確かにご指摘のとおり、試運転では3～4回、若干NO_xがオーバーしたという事実はございました。それについてはご報告もさせていただいているところでございますが、その後の2回目の立ち上げにおきましては、我が組合の排ガス基準をすべてクリアしている状況でございます。この形が来年4月以降もつながっていったら一番ありがたいことであり、なおかつまた、我々もそれに向かって努力していく必要はあるんですが、もしもそういうモニタリング云々という、今後いろいろな問題があっては困るんですけど、ないとも言い切れないと思うんです。その中で、我々としては、先ほど担当がご答弁させていただいたように、別組織、といいますのは、今の環境保全委員会があくまでも四季観測の報告がほとんどでありまして、実質の詳細なことにつきましてはのお話等についてはなかなかできないのが実態でございます。ただ、問題等があれば即座に報告をさせていただく、そのスタンスは変わっておりませんし、我々組合といたしましては、周辺3地区にイの一番にご報告、それとともに議会にもご報告し、その対策を報告すべき、そういうふうを考えておりまして、今現実には、このままの形をとっていかしていただいた中で、我々といたしましても、安全安心の信頼をいただけるような運転を心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 次に、黒田美智議員の一般質問でございますが、事前に資料配付の申し入れがございますので、許可いたします。

事務局から配付させます。

〔資料配付〕

○議長（岩田秀雄君） しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再開 午前10時52分

○議長（岩田秀雄君） 再開いたします。

事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 申しわけございません。

先ほど平岡議員のご質問に対する私の答弁で、来年4月稼働いたしますと申しあげましたが、本年4月の誤りでありますので、訂正のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 16番 黒田美智議員。

○16番（黒田美智君） 川西市の黒田美智でございます。

議長のお許しをいただいて、今、事務局のほうから資料も配付をしていただきました。ありがとうございます。

それでは、一般質問を行います。

私は、この焼却場建設にまつわって起こり、平成19年11月11日以降の新聞やテレビで報道をされた恐喝未遂事件における検察庁、兵庫県警の取り調べ内容について質問をいたします。

国崎クリーンセンター建設にかかわり、地元対策を引き受けるために創設された会社の役員と政治団体幹部が、建設を請け負っている企業を相手に起こした恐喝未遂事件は、平成19年12月3日付で起訴、平成20年5月13日宣告、同28日確定されています。

今現在、建設費用が高額過ぎるのではないか、住民の税金が無駄に使われているのではないかといった住民裁判が行われている神戸地方裁判所に、昨年末、この恐喝未遂事件の刑事記録が証拠として提出をされています。

そこでお聞きをいたします。

質問の1点目。管理者として、この供述記録を読まれて、取り調べ、供述内容、恐喝に至った内容や金銭の流れをどのように感じておられるのか、またどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

質問の2つ目。この恐喝未遂事件に関して、記録を読まれて、施設組合としてどのような対応、対策をとっておられるのでしょうか。また、とってこられたのかについても、時系列で具体的にお伝えをください。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） それでは、黒田議員のご質問にお答えをいたします。

平成19年12月3日付で起訴された恐喝未遂事件に関連してのご質問ですが、この質問の基礎資料は、現在、神戸地方裁判所で本組合を被告とする平成17年（行ウ）

第46号 工事費支払い差止等請求事件の証拠として原告側が提出した、神戸地方検察庁及び川西警察署での被疑者の供述調書であると思われます。

まず1点目の質問で、この内容をどのように感じ、どのように考えるかとのことですが、現在係争中の案件であり、被告の立場にある者として、裁判所以外の公式の場において、当該訴訟に関連する内容の論評をすることについては差し控えさせていただきます。

次に2点目、この事件に関し組合のとした対応等についてご質問ですが、平成19年11月に当該恐喝未遂事件の新聞報道がなされた後、同月15日付で、工事請負業者であるJFE環境ソリューションズ・前田建設特定建設工事共同企業体にその経緯、考え方を報告するよう求め、同月30日付で報告を受けたところであり、このことについては、同年12月26日に開催させていただいた議員総会において報告させていただいたとおりであります。

答弁は以上であります。

○議長（岩田秀雄君） 16番。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、再質問をさせていただくときに、2つのことを押さえていきたいと考えています。1つは、この恐喝未遂事件が暴力団対策が主な中身なので、そのことの供述が主であること、しかしこの記録を読むと、恐喝に至った経過や金銭の受け渡しがしっかりと供述をされています。もう一つは、国崎クリーンセンターの施設建設の契約は、平成17年1月21日に入札工事がされ、17年3月3日、入札が決定されました。この間、平成17年3月7日付の入札状況報告によると、3月2日には2回の談合情報が寄せられ、そのとおりの企業が決定をしているという事実もあります。

そこで、提出をされているこの資料について、今局長のほうからは、コメントは差し控えるということでしたので、1点お聞きをします。管理者、そして副管理者はそれぞれこの記録を読まれたかどうか、そのことだけ確認をさせてください。

今、議会の中で資料配付をさせていただきました。それをお読みをいただいたらよくわかると思いますけれども、先ほど局長のほうで企業名をおっしゃいましたので、私はA社、B社でお伝えをしようと思いましたが、局長も実名で答弁をなさいましたので、私もその実名のほうで質問をさせていただきます。

例えば、JFEが決まっていたものの、建物の工事については業者が決まっていない状態でした、前田建設が工事に参加することができれば、請け負った工事代金の3%を私が

コミッション料としてもらえるということを書いてもらいましたとか、平成16年3月、1,500万円、これは前田建設から私個人が受け取っているという発言、平成17年2月、1,500万円、これも前田建設から私個人が受け取りましたというような供述調書があります。この中身を読んで、業者間に談合があったのではないか、そのようなことについて施設組合として何らかの手だてをとられているのでしょうか。そのことについてもお聞かせください。

また、この資料のところにも書いていますけれども、実はこの時期の状況から見ても、平成15年の1月には、焼却方式検討委員会で、直接熔融炉プラスストロカ炉ということが決まり、その同年4月に、行政ストロカ炉を決定しています。その年の12月に、国へのヒアリングのための申請書を作成されているのですが、申請書の中身に費用対効果というのがあります。1市3町でゴミ焼却場を建設するのと、そうでないところでは費用としてはいかなものかというような内容なんですけれども、そのときの比較をされているところが、岡山県倉敷市のJFEのまだ未完成の施設と比較検討をされています。そして、県からも、処理費用が低過ぎることや、その比較になっているお金の金額が、輸送費が大き過ぎるというようなこともたしかあったと思っています。そのようなことも含めて、とても不自然なところと比較をしているというようなことも含めて、官製談合も考えられるのではないか、このようなことの点検もされたのでしょうか。

例えば、平成15年か16年ころ、この方は、前田建設の〇〇さんを紹介されてつき合いが始まった、そのころにはJFEが決まっていたものの、先ほど申したところの中身です。それから、JFEからも私はお金をもらっています、このお金は、JFEと前田建設のJVが無事落札できたことへの謝礼として1億円、JFEからもらうことになったのです。また、平成18年12月、4,500万円、これはJFEから前田建設を通じて、JFEの工事受注についての成功報酬ということで受け取りました、このようなことが供述の中に書かれています。そのようなことも含めて、業者間の談合があったのではないかという点、それから官製談合があったのではないか、そのことについてもお聞かせをください。

それからもう一つは、逮捕をされた方たちが、私ら清掃業者にとっては、継続的な利益、利権を手に入れることができる、まさに金の卵と言えるのがこのゴミ処理施設であるわけですか、JFEはさばきの段取りや契約などといったいわば汚れ役を前田建設に振ったものと解釈していたというような記録の中身や、さばき役を前田建設から頼まれたのでした、そしてこういうお金を捻出してくるときには、帳簿上2.5倍のお金として計上して、それを圧縮して私たちのところに回ってきますというような記録の中身、例えばJFEの

〇〇さんが、前田建設は10億円くらいのもうけがあるよ云々のことが書かれています。

全国的にも、そして今も、裏金づくりといったような形で新聞やテレビでも報道をされていますけれども、何か契約する書類が残れば、そこから問題が発覚をしますから、成功報酬を何%受け取るだとか、そのようなことは、どちらの側も自分たちの安全のために口頭による約束事で進められているのが当たり前でしょう。でも、このように地域、地元対策のためと言われるようなさばき料、これが、先ほど話をしましたように、経理上は何らかの形でお金が入っているということになります。施設組合として、このようなさばき料をどのように考えられているのでしょうか。この供述の中身でいくと、建設費用、いわゆる契約の金額の中に含まれていると考えていますが、そのあたりはいかがでしょうか。また、これは公金、住民の税金の使途として適切と考えていらっしゃるのでしょうか。そして、このような部分からいっても、施設組合として建設費用の適正なチェックはできていたと考えていいのでしょうか。そのあたりのことを質問します。

それから、もう一つの質問は、組合から、もちろんJFE、前田建設のJVに対してお金が払われていると思うのですが、JFEに幾ら払われているのか、前田建設には幾らになっているのか、細かい金額はわからなくても、何対何みたいな形でわかるのでしょうか。お金の受け渡しの実際はどうなっているのか、そのことについて、わかる範囲で結構です、お答えください。

そして、このようないわゆる口きき料、コミッション料というような供述調書の書き込みがありましたけれども、さばき料などというような、書面には載らない、書けないような公金の使途があったのかどうか、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

以上で再質問を終わります。

○議長（岩田秀雄君） 管理者。

○管理者（大塩民生君） ただいまの黒田議員の再質問でございますけれども、まず、供述調書の内容を承知しておるかというふうにお聞きでございました。これにつきましては、内容は最近承知をいたしておりますけれども、この中身の真偽については判断をしかねるということでございます。あくまで供述調書でございますので、それをどうとらえてというふうな話になりますと、いささかそこまでの判断はいたしかねるというふうに思います。

それと、まず時系列で組合としてどのように今まで対応してきたのか、この談合ということについて対応したのかというふうな質問があったところでございますけれども、工事の入札時におきまして談合情報があったことは事実でございます、そのことから、組合が準用いたしております川西のほうの談合情報処理基準要綱というものを持っておるところでございますけれども、その取り扱いによりましては、要綱に定められたとおり、それ

それぞれの事情の聴取を行いまして、業者、企業、いろいろなところに聴いたところでございますが、談合の疑義がないことを確認をいたしております。また、その時点におきまして、各企業から徴収した誓約書を添付をいたしまして、公正取引委員会にも報告書を提出をいたしておるところでございます。このように、その当時、談合情報に対しまして、地方公共団体の対応できる時点という形では行っておるところでございます。

談合というものは犯罪であるというふうに認識は当然しておるところでございますけれども、このようなことについて事件性がある場合は、強制捜査権を持ちます公正取引委員会や、証言を得ました検察庁において当然捜査が行われることであり、刑事訴訟法そのものの規定にあるところがございますけれども、今現時点におきまして、そのように捜査が行われておるといふような情報は得ておりません。ただいまの対処状況についてはそのようなことで、私のほうからの談合についての答弁とさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 16番。

○16番（黒田美智君） 今、管理者のほうから答弁をいただきました。

先ほども申しました平成17年3月7日の入札状況報告というところでは、前日に2件の談合情報があった後に、川西市の云々というところでは、私も資料としていただいていますし、説明を受けています。

でも、マニュアルどおりの談合への対応、業者を呼んで、談合しましたかと言って、談合しましたとはきっと答えないでしょう。そして、もちろん、しませんという誓約書も書くでしょう。でも、結局のところ全国でこういったことが起こっているという事実を踏まえて、どのように自治体として取り組みを強化していくのかというところが問われていくのだと考えています。

例えば、今、管理者のほうは、捜査が起こっていないからというようなことをおっしゃいましたけれども、住民の側からしたときには、裁判の中でこのような資料が出てきた、どんどん公になってきたときに、もちろんこれに関して、検察庁だとか、それから国税庁だとか、先ほども述べられたような公正取引委員会のほうにも、このような供述調書があるではないかというような取り組みをされていかれると考えています。でも、自治体の側が後追いをしていくということではなく、ぜひ私は大塩管理者に、そしてこの間、副管理者も人がかわっているという状況がありますけれども、先ほど談合は犯罪だとおっしゃいました。疑わしきはというところも含めて、しっかりと企業を呼んで話を聞く、調査もしていく、自治体としては無駄なお金は使わせない、犯罪は許さないという態度で接すべきだと考えています。

この間、1月26日付の新聞で、北海道苫小牧市で発注したところでの談合で損害を受

けたということで、これは苫小牧市がJFEエンジニアリングに対して約12億8,000万円の損害賠償を求める提訴を起こしています。同じような時期に、これは米子市で住民の方たちが起こしていらっしゃる裁判ですが、やはりJFEエンジニアリングに対して約15億2,653万、早急に払うようにという裁判も起こしていらっしゃる。近々、近くでは、何と尼崎市でも市民オンブズの方たちが裁判を起こしていらっしゃるといったような経過があります。

今、私たちは、そのようなことも含めて、自治体としてしっかりやっていくことがとても大事ではないかなというふうに考えているところですが、そのあたりの行動を起こしていくべきではないかということに対して、管理者の意見を聞きたいと思っています。

それから、先ほど局長の答弁でありましたが、12月26日の議員総会で、この恐喝事件の報告をしたということがありましたが、それ以降は、施設組合としては、このJVに対して何の行動も起こしていないということなのか、もしも起こしているのならば、その具体的などころをお伝えください。

最後になりますので、議長を初め議員の皆さんにもお願いがあります。議会としても、ぜひ百条委員会をつくって、不正な公金の使途がなかったのかどうか、しっかりと調査をすべきではないでしょうか。そのことが、1市3町の住民の皆さんに対して議会としての役割を果たしていくことにつながっていくと思います。百条委員会の設置もお願いをして、最後に管理者の答弁をお願いをして、質問を終わります。

○議長（岩田秀雄君） 管理者。

○管理者（大塩民生君） 先ほどの答弁と重複をするかもわかりませんが、供述調書の内容につきましては、その真偽等をどのように判断するかということが大きなことだというふうに思いますけれども、その真偽等が判断をできる状況ではないというふうに思います。

いろんところで住民の皆様がやられているというふうな事例を紹介をされましたけれども、私ども一部事務組合といたしましては、公正取引委員会等、いろいろな事情の中で、そういうふうな今までの行動を重ねてきておるところでございますので、今の状況の中では、私どもから改めてそのようなことを行うというふうな考えはございません。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 今の管理者のご答弁にプラスと言うと失礼ですけど、まず損害賠償云々という話を先ほどからご質問されているんですが、契約書の中に、違約があれば契約金額の10%を賠償金として支払うべきものとして記載をしておりますことをご報告

させていただきます。

それともう一点、19年12月26日、議員総会におきまして、私のほうが報告をさせていただいたその後の流れでございますが、こういうふうな議会等があるたびに、JFEのほうには確認をしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 8番 宮坂満貴子議員。

○8番（宮坂満貴子君） 川西市議の宮坂と申します。

議長の許可をいただきまして、通告に従い質問をさせていただきます。

私の質問は、3項目について、1、焼却施設試験運転時データの収集と管理について、2、事務局とJFE、JFE環境サービス等業者との関係について、3、外部専門機関への相談や技術的アドバイスの要請について、この3点についてご質問させていただきます。

まず1番、焼却施設試験運転時データの収集と管理について。

昨年10月発覚し、12月に一応の解決を見た一連の排ガス基準値の問題に関する事務局の対応から判断し、今後の施設運営に対しては、住民として大きな不安を感じるものです。試運転が始まって後、さらに運転ミスや機器内チェック不備等による排ガス基準値の超過、また火格子ローラーの調整不備によるふぐあいなどが起きています。

試運転時にさまざまな不具合が生じることは承知の上であり、それゆえ試運転の必要があるということなのですが、その際のデータ蓄積が今後の本格稼働時に大いに参考になるものと考えています。データの収集、保存について、特にどのような点に配慮しておられるのか、教えてください。

2番、事務局とJFE、JFE環境サービス当業者との関係について。

昨年の排ガス基準値の問題についても、試運転後の不具合についても、報告の中に、事務局自体がそれをどのように判断し、メーカーや委託管理者に対しどのような指令を行ったのかが報告されていません。常に業者の説明を議会や環境保全委員会に伝えているだけのように感じられます。発注者として、住民の代弁者として、どのような対応を心がけておられるのか、お伺いしたいと思います。

3番、外部専門機関への相談や技術的アドバイスの要請について。

質問の2と関連するものなのですが、事務局の業者に対する対応が非常に弱腰に見えます。それは、経験と技術的な知識の不足から来るものと考えますが、いかがでしょうか。担当の職員の皆様にとっても、私たち住民にとっても、多分一生に一度の経験となるこの大きなプロジェクトに対し、経験や知識の不足は当然のことと考えます。だからこそ、学び、知識を深めてこれに取り組む必要があるわけですが、専門家ではない私たちには限界のあることでもあり、今回、プロのアドバイザーであるコンサルの行動はどこにも見られ

ませんでした。コンサルとの契約期間や委託業務内容はどのようになっているのか、教えてください。

事務局や環境保全委員会、議会等、発注者の側の素人の知識の及ばない部分の疑問や要求に関し、相談相手がメーカーなど業者だけというのは余りに不自然で、不適切な状態であると言えます。知識や経験が豊富で、公平で適切な助言が得られる専門の機関への相談ということが必要なのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） それでは、宮坂議員のご質問にお答えいたします。

質問の1点目、データの収集と管理についてであります。焼却炉運転時の焼却ごみ量、燃焼室温度、排ガス温度、排ガス中の汚染物排出濃度などの諸データは、燃焼制御システムのコンピュータ内に時々刻々記録保存され、中央制御室の監視装置で、時間を追ってどういうふうに変化したか、項目を自由に組み合わせてグラフに表示できるようになっています。そして、いろいろな項目を組み合わせたグラフを見ることによって、例えば燃焼空気が足りなくて燃焼状態が悪くなり、排ガス中の窒素酸化物濃度が上がり、それに触媒脱硝装置が追いつかなかったので基準超過を起こしたというような、原因究明や解析ができるようなシステムになっております。また、この蓄積データをもとに、日報や月報を作成するシステムを構築しておりまして、データの収集管理体制は十分なものであると考えております。

現在、試運転で得られたそれら諸データをもとに、制御システムの最適化を図っているところでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の事務局とJFE、JFE環境サービス等業者との関係についてであります。組合が発注していますごみ処理施設建設工事におきましては、請負者であるJFE環境ソリューションズが、発注仕様書に基づいて設計施工を請負ったごみ処理施設のプラント工事に対し、製作した機器が性能を発揮するよう試運転を行い、その性能について確認することを義務づけております。

一方、焼却施設の運転管理を行うJFE環境サービスは、委託に係る仕様書に基づき、請負者で実施される試運転を通して運転管理に関する技術習得のための教育訓練を受け、4月本格稼動を迎えます。

試運転期間中の不具合については、組合と工事請負者において十分協議を重ねているところであり、不具合が生じないよう細心の注意で対応するよう指示しておりますが、もし不具合が生じた場合は、いかなる事項でも組合に報告するとともに、発生した事項につい

ては、速やかに原因究明と対策を講じて万全の処置をとるよう指導しているところでございます。

次に、3点目の外部専門機関への相談や技術的アドバイスの要請についてであります。組合が発注しました仕様書に基づいて、工事請負者は、設計施工により建物及びプラント機器を施工しておりますが、通常の公共建築工事と違って特殊な性格を持つ工事です。そのため、ごみ処理施設に関する技術を持つコンサルタントに業務を発注し、組合職員をサポートする工事中の施工監理に係る業務を委託しているところであり、受託者のコンサルタントは、ごみ処理施設に関する建築物の設計施工及びプラント機器の設計から、製作や設備の配管配線等の設計施工の監理を実施しているところでございます。

昨年12月からのごみ焼却施設の試運転、及びこの2月からのリサイクルプラザの試運転におきまして、組合としても、運転管理に係る教育実践を繰り返す中で習得した技術、知識も、徐々にではありますが積み重ねてまいりました。

しかし、稼働後の機器の維持管理につきましては、的確なアドバイスの必要性を感じているところでありますことから、平成21年度当初予算におきまして、施設の維持管理に係るサポートの業務委託を計上しているところであります。そして、この業務委託の中で、運転管理に係るサポートをも含めた発注の検討を行っていきたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

答弁は以上であります。

○議長（岩田秀雄君） 8番。

○8番（宮坂満貴子君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1番のデータの蓄積ということですが、さまざまな方法で、特にコンピューターを駆使されて、そのデータ蓄積によってデータの保存が行われている、また不適合事象の発見ということにも努めておられるということがよくわかりました。

しかし、私の質問は試運転時ということでありまして、試運転時に4項目ほどの不適合事象が出たということにつきましては、そのデータがどのように発動されて、そこに至ったのかということがよくわかりませんでした。

それで、この不適合マニュアルというものを読ませていただきましたけれども、この前ご説明いただいた時点では、この不適合マニュアルというのは4月1日からの実効ということをおっしゃっておられたんです。今は、処理施設自体が業者の管理下にありまして、事務局管理の対象にはまだなっていないということで、これの対応は難しいかもしれませんが、今のところレベル1クラスの不適合事情というのは幸いにして起きていませんが、もし仮にそういうことがありました場合は、事務局としてこの不適合事象対応マニ

ュアルというものを発動しないといけないと考えています。ですから、現在の試運転時においても、この不適合事象のマニュアルというものは適用されるものだと考えているんです。

また、その2ページの「不適合事象発生時の行動手順」というところに、「指示・連絡事項の記録 従事者は、不適合事象対応に関する指示、連絡及び情報については、文書により記録を残すものとする」というふうにあります。私は、先日の試運転時の不適合事象というもののご説明をいただいたときに、データの保存ということに関しましては、文書では、今の時代、やはり非常に不足であるというふうに考えています。ですから、映像、写真等によるもの、レベル1くらいの状態のときには、うかうかと写真など写しておられませんが、それに対してどのように対応していくかという次の時点では、もう撮影は可能であると思われまますので、ぜひともデータとして、そういう映像によるものを残していただきたいと要望させていただきます。これは要望で結構ですので、その方向についてお考えください。

それから、日報、月報等による報告というものをしっかり受けていかれるというふうにおっしゃいました。この日報、月報というものは、私も、川西市の一つの事例につきまして、非常に重要な役割をするものであると思っています。こういうものについても、私たち議員が要望すれば見せていただけるものとは思いますが、このことについても、おざなりに慣例的に行うものではなく、やはり担当者がしっかりと目を通していただいて、その都度、検証していただいた上で判をつけていただきたいと、お願い申し上げておきます。

それから、2番目の質問ですけれども、業者との関係についてということ。先ほど局長のほうがお話くださったのは、性能発注であるということだと思います。性能発注で、その性能が果たして基準どおり行われているかということの監視ということについて、これは3番目の問題とも関連するわけですけれども、仕様書どおりに行われているかということ管理するのが事務局の務めであるというふうな内容であったと思うんですけれども、これは3番目と非常に関連しますので、その部分でこの2つを同時にお尋ねさせていただきます。

先日来からの一連の事件につきまして、私たちが事務局に対して抱いた思いと申しますのは、他の同僚議員からもご発言がありましたけれども、やはり非常に頼りない、技術的な知識が不足しているという思いです。ですから、その部分をどのようにして埋めて業者と対応していってくれるのかというところが大きな課題になると思います。先ほどの局長のお話では、第三者機関のようなもの、または運営管理について、しっかりとした技術的

なコンサルタントのような専門家を置くというふうなお話でございました。その方との契約についても考慮されておられると思いますけれども、それについてもう少し詳しくお話ししていただきたいと思います。

それで、先ほど、同僚議員がお尋ねしました環境保全委員会との関連ですが、環境保全委員会の形を変えて拡充したり、中にさらに専門家を補充するというふうなことはないというふうな意味合いのことをおっしゃっておられたと思うんですが、そのことについてもはっきりとお答えいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 運営管理に係る専門機関というご質問でございますが、先ほど局長もご答弁申し上げましたように、機器の維持管理を的確にやらないと、運転においてデータを見る中でも、やはりわからない点があるかと思っております。こういったことから、私ども組合といたしましては、機器の維持管理、ここを的確にやっていきたい。その上で満足のいく安全な運転管理を行っていきたい、こう考えているところでございます。

しかしながら、機器の維持管理ということに関しましては、具体的に専門的なことがありますので、来年度の平成21年度当初予算の中に、維持管理、点検整備に係る調査業務というのを考えております。その中では、点検整備業務の確認が1点ございます。2点目といたしまして、点検保守、出てくる事例に対しての照合あるいは判断、こういったものを的確に行いながら、我々としてもアドバイスをいただきたい。特にこの事例につきましては、1市3町の中でもこれまで維持管理をなさっておられる中で、やはり専門的なアドバイスをいただきたいということが事例としてありますので、当組合といたしましても、そこを参考にいたしまして点検整備の調査を発注したいと考えております。

なお、この中で、運転管理上発します機器の整合性というものがございまして、ここで運転のデータの確認をしていただくなりをしまして、的確な機器の維持管理、運転についてアドバイスできるように、これは専門機関といいますか、そういった機関を、今後入札が当然生じてまいるとは思いますが、それで対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 2点目の環境保全委員会の見直しというお言葉なんですが、先ほどご答弁させていただきましたように、確かに1回目の試運転時の立ち上げにつきましては、3回の操作の誤り、それと1回については機器の不適合がありましたが、2回目の

立ち上げにつきましては、幸いにも何も問題はございませんし、組合の排ガス基準をクリアしているところでございます。

なお、もしもそういう云々ということの中でありましたら、今担当がご説明させていただきましたように、運転管理についてのアドバイスも、不都合等があればそちらのほうに持っていきたいと考えておりまして、現在の環境保全委員会についての見直しは現段階では考えていないところでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 8番。

○8番（宮坂満貴子君） ご答弁ありがとうございました。

2回目のご答弁を確認する形だったんですけれども、専門機関の方に点検保守、維持管理、調査業務などの委託をするということで、近い将来、入札を行う予定であるというお答えでした。

ただ、これは当然のことなんですけれども、技術的に詳しい集団というのは限られていると思います。今運転を行っておられるJFE環境サービスとなれ合っていただけでは困るわけです。ですから、同じようななれ合いのあるような会社の中から選んでいただくということは、これはとてもいけないことだと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、データ判断の経験ということですが、私は素人ですのでそういう部分については非常に不案内なんですけれども、プラントの機器に対する技術とデータ収集、それからまた、そのデータをもとにさまざまな事象を組み上げていくというふうな手腕というのは別のものではないかと思うのですが、個人のコンサルタントではなくて、複数の方に行っていたりするような手だてを考えておられるかどうかというところを質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 議員のご質問にありますように、当然入札を行ってまいります。個人というものに特定しておりませんで、ある一定の機関、複数の方がおられる機関での発注ということを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩田秀雄君） 以上で一般質問を終わります。

しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 午前 11時 39分

再 開 午後 零時 59分

○議長（岩田秀雄君） 再開いたします。

〜〜

日程第5 議案第1号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体の登録に関する条例の制定について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第5 議案第1号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体の登録に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民夫君） ただいま上程をされました議案第1号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体の登録に関する条例の制定について説明をいたします。

本条例は、国崎クリーンセンターが本年4月1日から本格稼働し、職員の執務場所が独立施設になること及び職員数も増加することから、職員団体の結成を視野に入れ、職員団体の登録の規定を整備しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 説明いたします。

本条例は、地方公務員法に基づく職員団体の登録に関し規定するものでありまして、6条から成る条例であります。第1条で目的、第2条で登録の申請において必要な書類等を定め、第3条では登録に係る通知、第4条で職員団体の規約の変更や解散における届け出、第5条で効力の停止等に係る通知について規定しております。また、第6条は規則への委任規定であります。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

〜〜

日程第 6 議案第 2 号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員
の行為の制限の特例に関する条例の制定について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第 6 議案第 2 号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員
の行為の制限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民夫君） ただいま上程されました議案第 2 号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員団体のための職員
の行為の制限の特例に関する条例の制定について説明いたします。

本条例は、議案第 1 号と同様、国崎クリーンセンターが本年 4 月 1 日から本格稼働し、職員
の事業場所が独立施設になること及び職員数も増加することから、職員団体の結成を視野に入れ、職員
団体のための職員
の行為の制限の特例に関する規定を整備しようとする
ものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明をいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 本条例は、職員団体が結成された場合に、地方公務員法に基づ
き、職員が、給与を受けながら職員団体のための活動等を行うことのできる場合を定めよう
とするもので、第 2 条で、適法な交渉を行う場合及び休日、年次有給休暇、退職の期間と
しようとするものであります。

なお、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 2 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決

されました。

~~~~~

日程第7 議案第3号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合公告式条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第7 議案第3号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民夫君） ただいま上程をされました議案第3号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本条例は、国崎クリーンセンターが本年4月1日から本格稼働し、組合事務所も同センターに移り、組合掲示場が設置されることから、条例を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 説明いたします。

本条例は、条例の公布につき、今まで組合独自の掲示場がなかったことから、構成市町の掲示場に掲示をしておりましたが、今回、国崎クリーンセンターの稼働に伴い組合の掲示場ができたことから、改正しようとするものであります。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 4 号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員定数条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第 8 議案第 4 号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民夫君） ただいま上程をされました議案第 4 号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本条例は、国崎クリーンセンターが本年 4 月 1 日から本格稼働することに伴い、職員数が増加することから、条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明をいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 本職員定数条例は、組合における各部局の定数を定めるものでありますが、今回、国崎クリーンセンターの本格稼働により、事務部局に置く職員が増えることから改正しようとするものであります。

平成 21 年度実人員といたしましては、事務局長及び総務課担当で 6 名、施設管理課の技術担当で 6 名、施設建設課の現業担当 5 名の 17 名であります。新規事業を執行していくことから、各担当に 1 名ずつの余裕を見て定数を 20 名としております。

なお、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。安田議員。

○7 番（安田忠司君） 2 点お聞きしたいんですけど、まず給与体系の面で、先ほど言われたように、多分 3 町からお一人ずつ出られると思うんですけども、そういった方は川西の給与に準ずるといふ形だと思んですけど、その際、各町から出てこられる人選なり、そういったことは各町が独自に選抜されると思えますけど、そういったもので、一部事務組合へ行ったら給与が高いよ、そういったことが各町でちゃんと認識されているかどうか、そういったことを 1 点お聞きしたい。

もう一点は、定数の件ですけれども、今 17 人で、1 名ずつそれぞれ余分にして 20 名にしたいと。私は、当初は 17 もしくは 18 ぐらいでいって、この組合議会が 2 回あるんやから、人数がふえるたびに、1 ふえるよ、2 ふえるよという形いったほうがはっきりするんじゃないかと。なぜこうしてふやして 20 にやらなければならないかといったことがもう一つわからないんです。この 3 人ふやすのは将来に備えてということ今お話があっ

たんですけど、どういうことを予測されてますか。スタートからこういうことやったら、17でいけるんじゃないですか。それで人がふえたら、また8月に議会があんねんから1追加したり、あるいは2月に定例会があんねんから、またそのときに追加したり、そういうことをしたほうがわかりやすいんじゃないかと思うんです。実際の人の張りつけは、先ほど言われたようにことしは17人ですということですけど、それが知らん間に、予算で見て、18になってる、19になってるということで人件費がぼこっと上がってる、そういう説明というかやり方はもう一ついかがなものかなと思うんですけど、なぜ3人、将来に備えてということでマックスのような定数を持つのか。少数精鋭でいかなあかんということが、一部事務組合のこういった内容じゃないかと思うんですけど、そこら辺詳細にご説明ください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、1点目の給与水準の関係でございます。これは、各1市3町すべて、この水準でいくということでご認識をいただいております。

どういう役職の人材を派遣をしていただくかということは、これは派遣協議でお願いをする中で決めております。給与水準につきましても、何回も申しますとおり、その派遣協議の中で当然そういう形で申し入れているということでございますので、ご認識をいただいているというふうに考えております。

それから、2点目の若干余分を見て定数を定めていることとございますけれども、今回初めて本格稼働ということとございまして、この人員でいけるかどうかというふうなのは、こちらも確実な根拠を持っているわけではございません。基本的には、化学技術職につきましてもう一名必要ではないかという中で、先ほど言われましたように、少数精鋭というふうな形で、1市3町の協議の中でこういう定数に決めさせていただいたところとございます。

そのように、化学技術職だけでなく、現業のほうも、現業は5名ということとございましたけど、技術系1名を含めて6名でこの現業のリサイクル施設を回していくということとございますけれども、現実にはどういう形でそれが回っていくのかということも、これからきっちり見ていかんとあかんというふうな形で考えております。事務系につきましてもそういうこととございますので、3部門の各担当に1名ずつの余分を見させていただいて決定をさせていただいたということとございます。そういうことで、今回上げさせていただいたところとございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 今の説明やったら、スタートのときから危ないなというんやったら、当初から20人やったら20人にしてスタートするんじゃないの。だから、今17人でいけるんやったら、17人でいけるん違うかと。

それと、専門職的には化学を1人ふやさなあかんということで、ふやすんだったら、来年、定数を17から18にしたらいんじゃないかと思うし、事務職を何で1ふやさないかんのか、現業職を何で1ふやさないかんのか、今の説明では全然理解できませんね。もうちょっと突っ込んだ説明してください。何が不安なのか。どんな仕事かふえるのか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 先ほども申しましたように、1市3町の協議の中でこの17名の人数を決めさせていただきました。

当初のこちらの事務の中から出てくる算定につきましては、事務職もう一名、あるいは化学職もう一名プラスというふうな形で要求をさせていただきました。現業職につきましても、これは当初から3名というふうな形で考えておったわけですがけれども、そういうふうなところで、少数精鋭ということ踏まえて、1市3町の協議の中で、現状17名でこの組合の職務を回していこう、何とかこれでやっていこうと。

これはふえる前提かということでございますけれども、何とかこの17名で回していけたら、そういう形でいこう。またその状況を見て、言うたらマイナスということもあってももちろんいいと思います。そういうふうな形でやっていこうというふうには考えておりますけれども、そういう面では当初こちらが要求した定数よりは若干減っておるということもございます。こちらの思いでいつでも変えたらええやないかということもございまして、当面この17名で出発する中で、どうしても間に合わないというふうなときには、この定数の枠内で増加もさせていただくような、そういう余分の分を見させていただいたということもございまして、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） そういう考え方やったら、補正で1名追加、2名追加というてぽこぽこ追加するん違うの。そういう考え方やったらあかんのと違いますか。ちょっと納得できないね。だめですわ。当初から17でいって、1ふえたら1ふやす、2ふえたら2ふやす、ちゃんと我々が納得するような形で、こういうエリアがふえるからふえるということと言わないと。今の話やったら、何もあれへん。安全側を見て20にするということだけでしょう。そんな感じでスタートしてもうたら困りますね。予算の査定で18、19、あるいは20ぐらいしてたかもわかりませんが、それが実際に17になったということやったら、17人でいけるんじゃないですか。今、何で17にしたらあかんの。1ふえたとき、

1ふえますって言うて議会に諮ったらええん違いますの。何がだめなの。今は17にして、1ふえたときに1ふえる、こういう理由でふえるということでしたら我々に言ってもらったほうがわかるんじゃないか。そうしないと、皆さん方が、来年の予算あるいはことしの8月の予算で、ぽこぽこ1追加、2追加という感じになるんじゃないですかと、今の説明を聞いていたら。そういう感じがちょっとしてるということです。もともと20か19にしたいんでしょう。それでは困るなと言うてるわけです。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） ただいまの議員のご指摘は重々わかっておるんですが、先ほど担当から説明させていただきましたように、本年4月から本稼働いたします。その中でどういう事情等が出てくるか。我々としては、とりあえず17名と試算はしておりますが、この中で増減を考えていく中で、先ほどご指摘のありましたように少数精鋭主義というのは当然我々もわかっておるんですが、その中で、何が起こるかわからないということで、現条例の枠の20名の範囲内で職員の増減を図っていきたくと考えておりました、今回上程をさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他にございませんか。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 議4-3の部分なんですけれども、基本的なところを少し教えていただきたいと思っています。

1市3町からの直営の職員については、派遣という話が今ありましたけれども、町から何人という固定にこれからもしていくのかという部分。例えば、川西市からは3人というのを固定にしていくのかという基本のところを教えてください。

それから、直営ではなくて、必要な人員を、事務的な部分だとかで事務員さんを雇っていくみたいなきには、施設組合として採用をしていくということになっていくのかとか、もしくは直営の職員さんが何らかの状況でお休みをとらなければならなくなったときの代替は、やはりその派遣をしている市町から派遣をしていくのかというような部分の説明を、少し丁寧にお願いできますでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） まず1点目の3町からの派遣職員の関係でございますが、今現在、各町1名ずつの派遣をお願いしております、この数字についてはコンクリートしていきたいなという思いでございます。

2点目の事務職の募集、プロパーの募集を考えているかということでございますが、現段階では1市3町の職員において組合として活動していきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に。平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 先ほどの安田議員の質問とちょっと関連するんですけども、平成21年度のスタートは17名でいかれるということなんですけども、化学、事務で1名ずつ、技術にまたあと一人という形がはっきりする、調整がつくのはいつごろなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 先ほどご答弁させていただきましたように、この4月から実際に稼働いたしまして、何が足りないというのがその段階で初めて明確になってくると思っております。その中で、事務職の配置なり技術職員の配置の変更、それの中の増減、それをその都度、お諮りするのではなく、即それに対応できるような形で、現実には実人員17名でございますが、今回20名とさせてもらっているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 4月の段階で見えてくるようなことをおっしゃっていたんですが、条例をスタート時点で17名に決められて、8月の議会もありますので、4月からスタートということで4カ月後になるんですけども、そこで上程されても、内容のほうについては詳細はわからないんですけども、間に合うのかなという感もありますので、その辺で、先に17名という現行でいきながら、8月の議会に上程されて、必要な分だけ上げていくというような条例改正という方向はできないのかどうか、お答え願います。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 議員のご指摘は重々理解はできるんですけども、申しわけありませんが、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、人員を即対応していけるような体制も我々としてはとっていきたい、そういう思いで今回こういう……。確かに、ご指摘いただいておりますように、何で20やねん、何で3人もやということにはなるかとは思いますが、いろいろな事象等、今後何が発生するかわかりませんので、その中で即時対応が可能な状況で持っていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） それだけ必要度合いが強いということでとらえておいてよろしいですか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） そういう思いでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 言うのを忘れてました。

皆さん、先ほどの説明の中で、予算査定の中で、19を要求した、18を要求したけど、17になったと言うてはるから、要求が削られるぐらいやったら17にしとけばよろしいやない。そういう発言が今あったん違いますか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 先ほどご説明させていただきましたように、実質この4月からは何が起こるかわかりません。ですので、我々としては、想定の人員を配置させていただいて、これでいきたいと思っているところでございます。（発言する者あり）……それはご指摘のとおりでございます。言葉足らずで申しわけございませんでした。

我々といたしましても、この17名において何とか業務を遂行していきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 今の議員とのやりとりについて、2点確認させていただきたいんですけど、事務職で能勢、豊能、猪名川から各1名と。そのとき、同僚の黒田議員のほうから川西3名というふうな発言があって、そのままになっているんですが、私の認識では川西2名というふうに思っているんですね。こここのところを明確にさせていただきたいのと、もしここで新たな人材が必要な場合、この後の申し合わせというのがまたあるものかどうか、1点お聞きします。

それともう一点、技術職の中で電気関係、機械関係いろいろありますが、特に化学的なことをおっしゃってましたので、現状で不安を持っているのか、どういうことで特に化学を出されたのか教えていただきたいなと思います。

以上、2点お願ひします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） まず1点目の派遣職員の数でございますが、これは当初から、能勢、豊能、猪名川町各1名、及び川西市は事務局長を含め総務課職員2名、計3名の配置となっておりますので、よろしくご理解をお願いします。

それと、2点目のなぜ化学職かということなんですけれども、現実的には、今後、化学職が一番大変な形になるかもわかりません。ただ、その化学職につきましても、我々としては2名の要求をお願いしたところなんですけど、1名の職員の派遣という形になっておりますので、その辺の中で、先ほど担当のほうから、各所が1名やということでの説明を

させてもらったところですので、よろしく願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 先ほどの3名が事務局長を含んだ3名ということは理解しました。

もう一点、今回、人材が1人入っていますね。このとき、どこの関係団体でふやすかというふうなもそういった申し合わせごとなんかももうあるんでしょうか。それが1点。

化学的なものが一番大変と思うというのは言葉の上ではわかっています。だからこそ、さっき化学的なところは1人増加する可能性があるというふうなお話だったと思うんですが、そのところがなぜかというところがどうしても私自身は理解できないんですね。ですから、もし説明ができるようでしたらば、なぜ電気や機械じゃなくてこの部分になってくるのか。実験的なものとかデータのものが大変とか、そういったご答弁がいただけましたらお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 1点目の、もしも最悪、職員が追加ということになれば、例えば川西市にお願いするようにはなると思います。ただ、それが明文化しているかどうかについては今私の手元にはございませんので、申しわけございませんが、3町のほうにお願いするということは多分ないと考えております。

それと、2点目の化学職はなぜというご質問なんですけど、今後、薬品等をいろいろ使っていきます。その中で、最適の薬品を当然使っていくんですが、それが妥当かどうか、詳しく専門的な人間が入ってくれば、より一層いけるんじゃないかということで、先ほどご答弁をさせていただいたところですので、よろしく願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今の局長の答弁を聞いていると、即時対応が要る、何かあったときにということもつけ加えられている。先ほどの答弁の中で、必要の度合いは高いとおっしゃっているんですね。だから、私は、必要ならば逆につけるべきではないかと。今の質問と答弁を聞いていると、無理やり人を減らしてしまってしまえみたいなイメージを受けてしまうんですね。私は、少数精鋭がすばらしいとは思っていません。必要なところに必要な人の配置、それで住民の理解や安全安心が守られるならば、それにこしたことはないのですし、逆に今の答弁でも、自分たちは2名要求してきたと。今後、その薬品の使い方、使われ方が最適かどうかというのは、4月から本格稼働ですけれども、今実際に試運転をされていますから、逆に今からもう見えているんじゃないかなみたいなイメージを受けてしまうんですね。だから、それだったら、ここは定数の部分ですから、20人でも私は別

に問題ないだろうと。逆に、今度の構成の中で人数が確保できるかというところの逆の問題や不安が出てくるん違うかなと思っているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 先ほど、必要の度合いが高いという、私がそういう物の言い方をしたみたいで、申しわけございません。それではなしに、あくまでもそういう化学職についても、我々としては当初はそういうお願いをしていたところなんですけど、人員等、当然1市3町の絡みもございまして、その中で現行17名という形になっています。ですので、当然増加するんやということではなしに、今この人員において我々としても稼働をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 後の予算との関連があるんやけど、これ人件費は17人で見てるんやろう。今皆さんは、1名追加したいと言うけれども、それやったら当初予算からその人数をふやさなあかんのと違うの、言うてることと矛盾してるのと違うの。当初、17人でスタートしてるんやろ、今。予算の内訳を見たら。だから、それが18人になりっこあれへんやん。17でスタートするんやから。だから、4月あるいは5月に問題があったら、補正組んで、その1やったら1を追加せないかん。この予算、17人でしか組んでないやんか。だから、それを私は言うてるんで、17やったら17にしたらどうですかと言うてるわけ。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） ご指摘のとおり、21年度予算につきましては17名の職員定数でやっておりますし、人員が増になれば補正予算で上げるべき筋やとは思っています。ただ、現段階での人員の定数の範囲内でおさまれば、この条例を上程せずに、条例上についてのご審議をいただくことがありませんので、当然定数がふえとなれば、補正なりそれに対応して議会のほうにお諮りをいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） しつこいようやけど、私は、17でいつまでもいけと言うてるんじゃないねん。20にふえる場合もあるかもわからんけど、当初予算は17でいってるんやろう。だから、1ふえたときは1ふやして、皆さんが納得するような説明をしてもうて1ふやしたらええやないかと。皆さんが心配されているようなことが仮に起こったとしたら、それは1ふやしたらいいやないか。そういったことをしっかりせないかんのと違うかな。だから、当初の予算を17で組んどったら、17でやって、何で定数のところをさわりた

ないと言うのか知らんけど、補正組んで、あるいは来年の2月に本予算を組んだときに、18人にしても、どっちにしてもさわからないかんやん。そういうことを私は言うてるんやで。何も17にせえせえとは言うてへんけど、そういう甘い考え方で定数を決めてもうたら困るなど。今、予算は17で組んでるやろうと。だから、18がいいんやったら、予算も18で組んだらええやん。17でしか組んでへんやん、あんたら。何でそんなこと言うてるのということを言うてる。それを言うてるわけ。危なかったら、18で組んどつたらええん違うの。だけど、今は17人しかおりませんということじゃないんかいな。全然言うてることと矛盾してる。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 議員ご指摘のとおり、当然予算は17名、それをもしも1名増、1名減なりするときには、補正予算においてご説明をすべきものということは十分よくわかっております。ただ、その中で、例えば補正は必要のあるときにいたしますが、この職員定数については、一応その範囲内でおさまれば、我々としてもその上程をする必要がないということで、一応上げさせていただいているような形でございます。ただし、増減につきましては、当然議会にお諮りして予算なりをつけるべきものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 1点だけ。

先ほどの答弁を一連で聞いていたんですけれども、二転三転するところがあったりしてちょっとわからなくなってくるんですけども、基本的に、21年度は17名でいくように努力をする、それにおさまるような努力をするというような言い方が後になったのでちょっと引っかかっている部分があるんですけれども、本当にその17名で努力していける要素というのはあるのかどうか、これだけ聞かせてください。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 説明がまずくて申しわけございません。ただ、先ほど来言ってますように、来年度、17名の体制で事業を実施してまいります。それについては支障はないものと考えております。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。安田議員。

○7番（安田忠司君） ちょっとだめですな。

○議長（岩田秀雄君） 他に討論は。黒田議員。

○16番（黒田美智君） この議案については、施設組合職員の定数条例ですので、20人をいわゆる上限と置くという形の議案ですので、私は問題ないと思っています。それを実際に平成21年度に17人にするのか18人にするのかというような部分のことについてとか、先ほど局長の文言が言ったり来たりしている部分なんかは後の予算のところでもまたきつと話題になると思いますので、この部分については賛成をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入らせていただきますが、本案につきましては、起立により採決いたします。

議案に賛成の方のご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（岩田秀雄君） 賛成多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第5号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第9 議案第5号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民夫君） ただいま上程されました議案第5号 猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例は、国崎クリーンセンターが本年4月1日から本格稼働することに伴い、職員数が増加し、年末年始の勤務や現業職員が勤務することから条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明をいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例は、組合職員の給与に関し定めるものでありまして、川西市の規定を準用しているところでありますが、今回、国崎クリーンセンターの本格稼働により、年末年始の作業や、現業職で作業長、班長など川西市の特殊勤務手当対象業務があることから、川西市職員の特殊勤務手当に関する条例も準用しようとするものであり



ます。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1点確認を。

給料のいわゆる高い低いの部分については先ほどの質問がありましたので問題ないと思うんですが、市の職員の年金や保険の掛金という部分だとか、それから町からの派遣ということで、今もだと思えますけれども、そのあたりの部分についてはすべて矛盾なくスムーズに行えるというふうに認識をされているのでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 職員の給与につきましては、後でご審議いただく予算にも載っておるんですが、給与費負担金というふうな形で、今現在、直接組合が支払っているわけではございません。各市町でそれぞれの年金とか共済組合の掛金とか、そういうものをすべて考慮した中で、各市町で給料を払っていただく。ただし、その給与分につきましては、1年間でそれぞれの市町が支払った給与を精算をするというふうな形でやっておりますので、今ご心配になられましたいろいろな掛金等につきましては、それぞれの町で行われているということでございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。今中議員。

○6番（今中喜明君） 今回、特殊勤務手当という形で川西市の給与条例を適用することなんですが、特殊勤務手当という内訳、年末年始とかいう言葉をちらっと言われたんですが、今回この施設組合における職務の内容からいくと、特殊勤務手当に該当しないような中身が出てこないかなという心配があるんです。何でもかんでも特殊勤務手当を充てればよいというような考え方は私は賛成しかねるので、どういったものがあるのか、明細にその勤務内容、手当の内容をお教え願いたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 今回は、川西市の特殊勤務手当の条例をそのまま適用するということでございますけれど、条例の中にたくさんの特殊勤務手当があるわけですが、うちの職員で当てはまる手当につきましては、今言われました年末年始の勤務、それから業務手当で作業長手当、班長手当、業務手当といたしまして、ごみまたは汚泥の運搬処理業務に従事という部分、この特殊勤務手当で4つの特殊勤務手当が対象になるかというふうに考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 今中議員。

○6番（今中喜明君） 班長とか運搬とか、この施設組合における作業の中で何が特殊になるのかよくわかりませんねんけども、何が特殊になるんですか。年末年始はわかりますね。そういった内訳をそのまま組合のほうへ適用されるということですが、それはもうちょっと整理されるほうがいいんじゃないかなと私は思うんです。組合としての特殊勤務手当に川西市のやつをそのまま適用するというのは、1年目ですからそういうことも考えられますけど、何が特殊になるのかよくわかりませんねんけど。年末年始はわかりました。作業手当って、みんな作業するのに特殊勤務手当が当たるんですか。何のことかよくわかりませんので、わかるように説明していただきたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 今度、直営職員で現業の職員が作業いたしますのはリサイクル部門でございます。このリサイクルの直営の職員には、このリサイクル施設の適正管理という部分で責任を持っていただくというふうな形で考えております。

まず、そのリサイクル部門の現場責任者として、これは管理職として川西の主査に当たる者が、今現在は現業職ではないんですけれど、現業職を統括するような主査が参ります。これは基本的に管理職手当、主査手当が支払われるということでございます。

その下に、副責任者としまして作業長を充てようというふうに考えております。これは、川西で作業長をしていた者をそのまま持ってくるということでございます。

それから、班長としまして、あと班長2人、技能員2人の4人が出てくるわけですが、班長と技能員でペアを組みまして、ちょうど4つの委託の部門がございますので、それぞれの班でそれぞれの委託部門の2つずつを受け持ってもらいまして、それで現場指導、調整、それから維持管理のリサイクルプラザの整備員とともに日常点検、特にこの直営部分では粗大の関係で破碎等をしていただくという形で、整理業務、これはごみが詰まったりしましたら、とまったりしましたら、その中で整備員と一緒に作業をしていただくというふうな形でこの業務を考えております。

そういうふうな形で、今川西市にございます特殊勤務手当の中で、作業長の職務もしていただきます、それから班長のお仕事もしていただきます、それからごみに係るそういう仕事もいろいろしていただくというふうな形で、今そういう特殊勤務手当がございますので、これに準拠して支給をしていかんとあかんやろうというふうな形で考えて、今回こういう改正をさせていただこうということでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 今中議員。

○6番（今中喜明君） 言うておられる現状の特殊勤務手当は川西市における手当で、労使の関係でいろいろ決められたことだと思いますけども、この1市3町の分については、これはごみ専門の一部事務組合ですから、仕事自身が当然ごみに関する仕事であるのにもかかわらず、それになおかつ、またそういった手当をつけていくというような考え方、一般の川西市の職員の方が違う職場へ行って、特殊な手当として必要であればわかるんですが、ここの組合で働くということは、もともとごみを扱うのですから、そういう特殊という位置づけというのはおかしいのではないかなというふうに私は思います。例えば、危険なことをするのであれば、危険手当というのは当然必要になってくるかもしれませんが、ごみを取り扱っている職員が、何とか手当、何とか手当とか、主任だからとか、主任やったら主任の給料の位置づけがあるはずやと思うので、そういうのでランク差がついていくのはわかるんですけども、特殊勤務手当という位置づけはよくわからない。次からは、この組合でそういう特殊勤務手当の内訳を整理されて出されるほうがいいかなというように私は思います。一般事務職員から比べての特殊勤務手当じゃなしに、一部事務組合での特殊勤務手当という位置づけをされるべきやというように私は思いますけども、その辺、今回はこのように出されておりますけども、見直しのお考えはあるかどうかということですね。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） このことにつきましては、今担当のほうからご説明させていただきまして、特殊勤務手当につきましては現業職が対象となっております。ただ、これにつきましては、川西市から派遣職員6名をお願いしているところでございまして、その職員が、川西に勤務している場合は手当があつて、なぜ組合に来たときにはないんやというようなこともあります。また、現実的に、中身的にもほとんど変わらない作業をさす中で、今回、現業職員につきましては、従前どおり川西市の特殊勤務手当を準拠しているかなということで上げさせていただいているところでございまして、このことについての見直し等のご指摘を今いただいたところではございますが、組合といたしましては、この条例において施行させていただきたいと考えておるところです。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。秋元議員。

○15番（秋元美智子君） この特殊勤務手当は、川西市の現状がこうなっているからこう

したいという事情はわかりました。ただ、今、議員から質問が出たように、私は、やはり新しいスタートとしてきちっと考えるべきではないかなというような意見を持っていますので、反対させていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 他に討論はございませんか。今中議員。

○6番（今中喜明君） 先ほど質問の中でも言いましたけども、川西市のそのままの条例なり規則でこの組合がスタートするということについてはどうかなというように思います。新たな組合として、手当なり職員の待遇、また処遇も含めて見直していくべきだというように私は思いますので、この条例については反対させていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

本案については、起立により採決いたします。

原案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩田秀雄君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第6号 平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正
予算（第2回）について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第10 議案第6号 平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第2回）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第6号 平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算につきまして説明をいたします。

今回の補正は2回目で、継続費として、事業に取り組んでいる土地造成工事及びごみ処理施設建設工事や業務委託における入札差金の減額と、給与費負担金の決算見込みによる増額、また平成19年度借入債の利率が予定利率を下回ったこと等による公債費の減額などが内容であります。

また、平成21年度予算に計上しているもののうち、年度当初から作業が必要なものにつき、平成20年度内に入札等の手続ができるようにするため、債務負担行為補正を行っております。これにより、第1条におきまして、歳入歳出予算額から1億6,271万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5,783万3,000円としようとする

るものであります。また、第2条において継続費の平成20年度年割額の補正、第3条におきまして地方債の限度額の補正、及び第4条で債務負担行為の補正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） それでは、平成20年度補正予算（第2回）につきましてご説明いたします。

先ほど管理者が説明しましたとおり、今回の補正は、歳入歳出とも1億6,271万8,000円を減額し、その総額を42億5,783万3,000円としようとするものでありまして、このほか継続費の補正、地方債の補正及び債務負担行為の補正をあわせ行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正については、事項別明細で説明させていただきます。議6-3ページをごらんください。

第2表 継続費補正であります。土地造成工事については、工事の入札差金を踏まえ年度割額を変更しようとするもので、これにより本年度については9,377万9,000円の減額であります。また、施設建設工事においても、同様に入札差金により2,600万円を減額し、継続費最終年であることから、それぞれ総額についても減額しております。

次に、議6-4ページの第3表 地方債補正であります。工事年割額の減額により、その限度額を減額しようとするものであります。

また、議6-5ページの第4表 債務負担行為補正では、平成21年度予算に計上している4つの委託業務につき、年度当初から業務委託が必要なことから、平成20年度中に入札等の手続ができるよう、債務負担行為の補正を行おうとするものであります。

それでは、歳入歳出の補正について、事項別明細書に従いまして説明いたします。議6-7ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金におきまして、1億3,615万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、第4款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金におきまして、653万8,000円を増額するものです。この繰越金につきましては、昨年8月の定例会において認定いただきました平成19年度決算による前年度からの繰越金の補正残額を増額するものであります。

次に、第6款 組合債、第1項 組合債、第1目 衛生債におきましては、工事費の年度割額変更で、3,310万円を減額しようとするものであります。

次に、歳出であります。議6-8ページをお開きください。

まず、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費におきまして67万2,000円を増額しようとするものであります。これは第19節 負担金、補助及び交付金において、人事異動により給与費負担金の増額のためであります。

次に、第3款 衛生費、第1項 清掃費、第1目 施設建設費におきまして、1億3,096万4,000円を減額し、予算額を38億6,233万9,000円にしようとするもので、その主な内容は、第13節 委託料において環境影響評価事後調査業務委託料の入札差金等によるものであります。第15節 工事請負費では、先ほど説明した継続費補正により1億1,977万9,000円を減額しようとするものであり、また第19節 負担金、補助及び交付金では、給与費負担金の増額であります。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子におきまして、3,242万6,000円を減額し、予算額を1億6,235万5,000円にしようとするもので、これは、予算における借り入れ想定利率と比べ実際の利率が低率となったことから組合債利子を減額しようとするもの、及び一時借り入れについて、補助金等の受け入れ時期と業者支払い時期を調整して不用としたため、その利子を減額しようとするものです。

補正予算の説明は以上であります。なお、継続費及び地方債について予算説明資料を添付しております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。安田議員。

○7番（安田忠司君） 1点教えてください。

第4表の債務負担行為の補正で、一番下に廃棄物運搬業務というのがあるんですけど、20年から21年度、債務負担行為の中で2,697万1,000円ということで数字が上がっているんですが、これは20年から21年と書いてるけど、21年のところでは2,403万円ということだと思うんですが、これとの関連をちょっと教えてください。20年から21年と書いてるんで。ほかの上の3つはわかるんですけど。

言うてることわかるかな。要は、廃棄物の運搬業務2,697万1,000円と書いてるけど、21年の予算では2,403万1,000円になってるよと。それ以外は全部21年度の当初予算となっているので、21年から22年、全部これ繰り越しというんか、その枠がこんだけということになってると思うんですけど、ここだけ差があるなど。これはスラグメタルの運搬やと思うんやけど、その差が何でかなということは今聞いてるんで

す。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） 明細を出しておりませんが、搬出業務には、スラグ等のものと陶器・ガラスくずの搬出の2つを見ていまして、それを合算すると、第4表に上げさせていただいている2,679万1,000円となります。

○7番（安田忠司君） わかりました。

○議長（岩田秀雄君） 他に。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 何点かお聞きをしたいんですけども、午前中に一般質問をさせていただいたので、るるは述べませんが、議6-3、ごみ処理施設、継続費の補正ということで上がっている部分のところで聞けばいいかなと思っているんですけども、施設組合として契約をしてきた費用、この費用の中身については、さばき料だとか口きき料といったような犯罪があるかもわからないと思われるような費用は含まず、適正なチェックを組合としてしたかどうかというところが1点。

それから、議6-5の廃棄物運搬業務の部分です。スラグ等も含めての運搬業務ということなんですけれども、新しい施設組合でのこのスラグの行き場所なんですけれども、あちらこちらで話を聞きますと、そのスラグをインターロッキングブロックにしてみたりだとか、アスファルト舗装に使ったりだとかということが全国的に行われていますし、新しいごみ焼却場なんかできてこのスラグが発生するときには、いろんな企業と契約もして、スラグを売っていくということも含めて計画がスタートするというところも多いと思うんですけども、なぜ施設組合はそちらのほうを向いていないで、いわゆる廃棄物運搬、いわゆる埋め立てになっていくのかというところの部分で少ししっかりとお聞かせ願いたいのが1点。

それから、スラグ減容化が進められると思うんですけども、その焼却灰は予定どおりの減容化が進むのか、それともそこまではいかへんのや、今試運転をやってみてどうなのかということも含めての、スラグに限定しますが、スラグのいわゆる再利用の見通しみたいところを聞かせてください。

それからもう一つは、議6-8、第3款、第13節の委託料のところ、これが環境影響評価の部分の入札差金というふうに説明を聞いたと思うんですけども、かなり大きなお金がマイナスになっているのですが、これは、環境影響評価の項目がうんと少なくなったということではなくて、もともと委託料が安くなったというふうな単純なものなのかどうかというところを少し詳しく教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） まず、1点目ですが、継続費の中で議員ご指摘の支払いは当然しておりません。なおかつ、組合としましても、これまでも年度ごとにおきまして、それぞれの部分払いの検査を経た上で支出を行っておりますとともに、またそれぞれ各年度の工事におきまして技術の工事監査を受けておりますので、そういったところでの審査が行われております。

次に、2点目のスラグの行き場所でございますが、スラグを道路舗装材等に利用する場合、1点目に、スラグの性状がJ I S規格に該当しているのか、それをチェックしなければなりません。スラグを利用する場合、最低3カ月以上満足しているという状況がないと、次に売れないということになっておりますし、スラグの販売というのは、この関西方面、近畿圏ではなかなかやられておりません。

そういった中で、今現場のほうで対応しておりますのは、一部、現地の構内舗装に実質的に使ってみて、そのデータどり等をやっていきたいと考えております。21年度の中でスラグの性状等を確認した上で、今後、舗装材等への再利用を21年度の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと、減容化につきましては、現在、量的には減量化率的にはほぼ満足のいくような結果が得られております。

それと、環境での入札ということでございますが、今回1, 149万8, 000円の不用額が生じております。その中で、環境影響評価事後調査の業務委託、当初予算におきまして5, 330万で考えておったところでございますが、入札によりまして4, 620万円の契約を行っておりますとともに、この事後調査の中で水質調査を行っておりますが、今年度は雨の回数が少ないということによりまして減額が生じております。環境影響評価調査の事後調査で760万円ぐらいの減額が生じるだろう。

また、それ以外に、委員会の議事録作成の業務委託とかいう金額を踏まえるのとともに、平成20年度でスラグ等の運搬の委託を行ったところ、契約価格が大幅にダウンいたしました。そういったところを踏まえまして、総額1, 149万8, 000円の減額補正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 他に。秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 見積もりの内訳を教えてくださいなんですが、議6-5の施設清掃業務、これからの分ですが、920万上げられてます。この施設清掃業務というのはどの範囲を指しているのか教えてくださいなので、お願いします。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 建物の共用部分、日常の共用に関する部分がございます。例えば、廊下だとか便所だとか、そういったところの共用部分と、管理棟の事務室あるいは中央制御などの日ごろ行います部分については、それぞれ組合職員あるいは委託の従業員で清掃しますが、日常業務以外に定期清掃というものがございますので、そういったところには定期清掃を加え、日常業務、定期清掃、あるいは、あそこは落葉樹が多いところがございますので、落ち葉等の清掃が必要ということで、建物周りの年間数回の清掃というものを加味して、920万円を算出したところがございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） 委託されているところは委託されたところで清掃していただき、共有されている廊下とかトイレはこちらでして、管理棟と、あとは施設の周りの敷地内ですけれども、グラウンドとかそういうところも入ってくるんですか。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 多目的の管理につきましては指定管理者でやっていたくという考え方で進めております。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 先ほど、適正なチェックをして、費用についても払っていくという段の中でも、それぞれのところで審査もやってきているという答弁があったんですけれども、私は、午前中にも述べましたけれども、やはり不適切なお金がここに組み込まれているのではないかという思いが全く抜けません。もちろん継続費というところでは、必要なお金の支払いをしていくというところについては仕方がない部分だとは認識をしていますが、その部分の疑問が残るという点で、この補正については反対の態度をとらせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） 本案については、起立により採決いたします。

原案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩田秀雄君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

〜〜

日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 1 年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算
について

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 1 年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第 7 号 平成 2 1 年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算について説明をいたします。

本案は、冒頭説明をいたしました事業方針に基づき、平成 2 1 年度予算を定めようとするものでありまして、第 1 条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 億 8, 9 3 2 万 5, 0 0 0 円と定めようとするものであります。また、第 2 条におきましては一時借入金についての定めをし、第 3 条では歳出予算の流用について定めております。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） それでは、平成 2 1 年度予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議 7 - 2 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算であります。

歳入におきましては、事業方針の説明でもありましたように、本年度から国庫支出金及び組合債がなくなり、第 1 款 分担金及び負担金、第 2 款 使用料及び手数料、第 4 款 繰越金、第 5 款 諸収入の区分、また歳出におきましては、第 1 款 議会費、第 2 款 総務費、第 3 款 衛生費、第 4 款 公債費、第 5 款 予備費の区分において、それぞれ 1 9 億 8, 9 3 2 万 5, 0 0 0 円としようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。

議 7 - 3 では歳入歳出の総括を記載しております。この主な内容であります。議 7 - 4 をお開き願います。

まず、歳入であります。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町負担金において 1 8 億 2, 0 4 1 万円を計上し、第 2 款 使用料及び手数料、第 1 項 使用料で公有財産使用料を科目設置しております。また、第 2 項 手数料では、第 1 目 ごみ処理手数料として、事業系の一般廃棄物処理手数料として、1 市 3 町の事業系ごみの実績から年間約 1 万 5, 0 0 0 トンの搬入があると推定し、手数料 1 0 キログラム当たり 8 0 円から 1 億 2, 0 0 0 万円を計上し、情報公開手数料については科目設置としておりません。

次に、議 7-5 に移りまして、第 4 款 繰越金、第 1 項 繰越金及び第 5 款 諸収入、第 1 項 預金利子については、科目設置として各 1,000 円、また同じく諸収入の第 2 項 雑入においては、リサイクル施設からの有価物の売り払い収入と焼却施設における発電の売電収入を主なものとして、4,891 万 1,000 円を計上しております。

次に、議 7-6 ページをお開きください。歳出であります。

まず、第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費におきましては、第 1 節 報酬から第 1 3 節 委託料までで、組合議会に要する経費として 215 万 5,000 円を計上しております。その主な内容は、第 1 節 報酬におきまして、議会議員 18 名の報酬 109 万 8,000 円を、また第 1 3 節 委託料におきましては、議事録作成委託料といたしまして 90 万円を計上しております。

次に、議 7-7 ページ、第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費であります。これは、組合の一般的な事務経費であります。第 1 節 報酬から第 1 9 節 負担金、補助及び交付金までで 9,461 万 2,000 円を計上しております。その主なものであります。第 1 節 報酬におきましては、特別職報酬と情報公開審査会委員報酬等として 128 万円、7 節 賃金におきましては、組合が雇用いたしますアルバイト職員 1 名 170 日分の賃金等で 138 万 8,000 円を、次に第 8 節 報償費におきましては、平成 20 年度まで施設建設費に計上しておりました環境保全委員会委員報償費を科目がえして 135 万 5,000 円を計上しております。第 1 1 節 需用費におきましては、消耗品費においてトイレ用品等施設管理に係る費用を追加して 193 万 6,000 円を、印刷製本費で、組合広報の印刷費及び例規集加除等で 162 万円を主なものとして 384 万 2,000 円を計上しております。議 7-8 に移りまして、第 1 2 節 役務費では、従前の郵便料のほか、施設が独立するため電話代、インターネットにかかる経費を含め 80 万 2,000 円を、手数料では、広報配布のための費用を主なものとして 184 万 3,000 円を、また火災保険料 294 万 1,000 円、計 558 万 6,000 円を計上しております。次に、第 1 3 節 委託料については、施設清掃業務 920 万円、施設除虫消毒業務 300 万円を主なものとして 1,303 万 8,000 円を計上し、第 1 4 節 使用料及び賃借料では、OA 機器等事務機器の使用料、自動車借上料を主なものとして 385 万 6,000 円を計上しております。第 1 9 節 負担金、補助及び交付金につきましては、事務局長及び総務課職員計 6 名の給与費等負担金を主なものとして 6,341 万 2,000 円を計上しております。次に、第 2 目 公平委員会費におきましては、委員報酬等必要経費を計上しております。

次に、議 7-9 をごらんください。第 4 目として、緑地等維持管理費を新設しております。

す。この予算科目では、国崎クリーンセンターの構内の緑地を良好な状態に維持するための費用を計上しており、第11節 需用費から、第18節 備品購入費までで526万2,000円を計上しております。主な内容は、第13節 委託料において、除草業務等で470万円を計上し、第18節 備品購入費で、消毒用噴霧器等の購入費用として32万5,000円を計上しております。次に、第2項 監査委員費、第1目 監査委員費では、委員報酬等必要経費を計上しております。

議7-10に移りまして、第3款 衛生費、第1項 清掃費において、第2目 施設管理費を新設し、施設管理課の一般経費として、第9節 旅費から第19節 負担金、補助及び交付金までで2億1,834万1,000円を計上しております。この主な内容であります。第11節 需用費において、消耗品費で施設管理課の事務用品、作業服及び安全用具等の費用で196万1,000円を主なものとして225万7,000円を計上し、第12節 役務費では、周辺地区の排ガス表示板用通信費を主なものとして46万6,000円を計上しております。第13節 委託料では、エレベーター等の保守点検委託、ごみやスラグ等の性状分析のための排出源分析業務、稼働初年度であることから重点を置いた環境影響評価事後調査業務の業務委託、及び機器のメンテナンスの必要性を専門家の目から判断してもらうための調査委託の費用など、全体で1億10万円を計上し、第19節 負担金、補助及び交付金で、施設管理課職員11名分の給与費等負担金を主なものとして1億1,533万円を計上しております。次に、議7-11に移りまして、これも新設しました第3目 ごみ処理費で、焼却施設及びリサイクル施設の運転に必要な経費として、第11節 需用費と第13節 委託料で12億1,839万2,000円を計上しております。第11節 需用費では、消耗品費で、焼却施設の排ガス処理や飛灰の安定剤等の薬品類の経費として1億2,913万8,000円、燃料費では、熔融処理のためのガス代を中心として2億2,250万円、光熱水費では、電気代、上下水道料で1億2,730万円を主なものとして4億7,993万8,000円を計上し、第13節 委託料では、焼却及びリサイクル施設の機器やクレーン等重機の保守点検の委託料で2億8,025万5,000円、スラグの運搬、処分や容器包装プラスチック等の処理に係る委託料で8,602万8,000円を、また焼却施設及びリサイクル施設の施設管理委託料として3億7,217万1,000円で、合計7億3,845万4,000円を計上しております。次に、第4目 啓発費を新設し、啓発施設の運営費を計上しておりますが、第13節 委託料において、指定管理料6,900万円を主なものとして6,919万2,000円を計上しております。

次に、議7-12に移りまして、第4款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金では、

平成15年度債、平成16年度債及び平成17年度債の元金償還により1億5,824万5,000円を、第2目 利子につきましては、組合債利子及び一時借入金利子として2億2,087万1,000円を計上しております。

第5款 予備費につきましては、例年同様200万円を計上しております。

なお、予算説明資料として、議7-13ページに債務負担行為に係る調書を、また、議7-14ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しております。

説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、歳入予算と歳出予算に分割したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、まず歳入予算についてのご質疑をお受けいたします。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 議7-5の諸収入のところで詳しく教えてください。

第5款 雑収入4,891万1,000円の部分なんですけど、1つは、有価物売り払い収入3,000万となっているんですが、今までの1市3町の成果との比較でいくと、この3,000万円というのはどのような額になっていくのか。わかれば、今までの1市3町の分でどこか基準であるようでしたら、この有価物売り払いの分を教えてください。それが1点。

それからもう一つ、電気を売る収入ということで1,700万なんですけれども、これはどのような計算方法でこうなっているのかということをお願いしたいのと、ここで生まれた電気は、施設の中でも使っていくということはこの前の説明でもお聞きをしたんですが、これはその差し引きをプラスと考えて収入にしているということではなくて、単純に電気を売る収入というふうに考えていいのかどうかということをお願いしたいと思います。

それから、駐車場収入140万なんですけれども、これも単価の含めての計算の中身、洗車機使用料についても少し詳しく教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、有価物の売り払い収入の関係でございます。

これは、各市町の平成19年度実績を聞かせていただきまして、それをもとに積算しております。19年度実績は、川西が2,510万5,610円、猪名川町が304万6,508円、豊能郡の施設組合が463万6,269円、合計で3,278万8,387円、

このほかに、豊能郡の施設組合では168万ほどペットボトルの売り払い収入があったというふうに聞いております。こういうことで、大体3,300万から3,400万ぐらいの収入実態があるということで、この額を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 2点目の売電の考え方でございますが、単純に電気を売るという考え方で積算をしております。考え方といたしましては、出ますごみの質を基準ごみとして、低質を1,500、最高2,800と見込んでいる中の基準ごみの2,100カロリーの焼却が得られれば、年間でこのような売電が生じるであろうと考えておるところでございます。

しかしながら、昼間はリサイクルも動いておりますところから、今回の1,700万のうちの半分以上が、リサイクルが動いておりません夜間に売電が生じると考えておりますけれども、売ります価格につきましては夜間のほうが安うございますので、そういったところからの算出でございます。

それと、3点目の駐車場の考え方でございますが、昨今、公共施設を利用する場合、従業員あるいは職員であろうと、駐車場の利用料金というものは必要だろうと考えておるところでございます。そういった中で、1台につき月2,000円を徴収してまいりたいと考えておまして、延べにして60台の2,000円、掛ける12カ月でございますので、144万になるところを140万で計上させていただいております。

4点目の洗車場の考え方ですが、これまでの各市町の施設におきましても、許可業者あるいは公共の車をそれぞれの施設で洗車をしているという状況がございます。これについてもやはり費用がかかってまいりますので、洗車場のところに2台のコイン洗車機を置きまして、5分間50円という料金を設定させていただく予定であります。その中で、日に45台ぐらいが来るであろう、それに50円を掛けまして、月20日間、その12カ月で54万のところを50万という算出で計上させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 駐車場の収入の部分でいくと、そこに来訪される住民の方たちのお金は無料ということでよろしいのでしょうか。済みません、その確認だけお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） そのとおりでございまして、来場者に関しては無料になっております。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 議7-4のことでお聞きします。

1市3町の広域ごみの負担金のところですが、詳細は出るでしょうか。簡単に1市3町の総額だけ教えていただきたい。

それから、資料7という添付資料をいただいている、川西市を初め3町の18年度と19年度の実績及び計画が出ているんですけれども、予算が出ているので、20年度の推定及び21年度の予算でどういうぐあいに見ているかということ。それと、先ほど言いました議7-4のとりあえず総額だけ教えてください。数字の根拠は、また資料として後日でも結構ですから提出をお願いしたいんですけれども、とりあえず総額だけ教えてください。それと、先ほど言いました添付資料7で、20年、21年の推定及び予算がこういった数字で出るのかどうか、それもあわせてお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、21年度の市町負担金の計算でございます。市町負担金18億2,041万という部分でございますけれども、この内訳は、川西市が13億99万1,000円、それから猪名川町が2億4,959万円、豊能町が1億6,778万8,000円、それから能勢町が1億204万1,000円、合計で18億2,041万円ということでございます。

ごみ処理基本計画と実績ごみ量の比較でございますけれども、この負担金につきましては、可燃ごみ量によって各市町の負担金を按分していくということですが、先ほど言いました21年度市町負担金は、今現在の可燃ごみで按分しました仮の按分率でございます。これの清算につきましては、それぞれの可燃ごみ量が確定をいたしましたら、翌年度清算という形でさせていただこうというふうに考えております。ただ、これはあくまでごみ処理基本計画でやっていますので、きっちり可燃ごみ量の部分だけで割り切れるかというところではないわけですが、いわゆる粗大、不燃のところから可燃ごみに入る部分もございますので、単純にはこれですぐぱっとそれぞれ見込みとして出てくるというものではありませんけれども、一応の目安としてはこういうふうな可燃ごみ量でこれから市町負担金を按分していくというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） したがいまして、私が言うてる人口割、及び可燃ごみ、一部粗大も入ると思うけど、そういった人口割とごみ量と、そういう詳細計算ですね。今、川西は13億と言われましたけど、そういうのを出していただきたいということと、先ほど言いま

したように、添付資料の7のこういう推計で、これは19年ですけど、20年、21年でこういう表はあと追加してもらえるかどうか、それもあわせて議長、確認をお願いしたんです。そうせんと、今の内容やったら、13億というのは何が何やらさっぱりわかりませんので、ちょっと出していただきたいんですけど。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 資料7は、あくまでごみ処理基本計画と実績ごみ量の比較でございます。20年、21年のごみ処理基本計画につきましては、当然予測としてできております。20年度の実績につきましては、20年度が終わりましたら即聞くような形で出していこうというふうには思いますけれども、あとの部分、21年度以降につきましては、ごみ処理基本計画の数値だけになるかというふうな形で考えております。そういう資料でよければ、調製をさせていただくことはできると考えております。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） だから、私が言うてる13億とか2億、1億という計算の内訳も出るか、それは答弁がなかったの、出していただけますかということと、先ほど言いました20年、21年で、実績は出ないけれども、20年の推定とか21年の予算はこうやと、そういう数字でこの続きみたいなものが出るでしょうと、そういうことを言うてるんです。実績はもちろん3月が終わらんと出ないやろうけど、推定は出るやろうし、21年度もこの予算との対比でこうして出るんじゃないかと、そういうことを言うてるんです。だから、この添付資料7の引き続きの20年、21年を出していただけるかということと、それは先ほどから言っているように推定と予算でいいけれども、あわせまして、議7-4の1市3町の内訳の詳細計算を出していただきたい。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 資料7の部分につきましては、20年、21年は、先ほども申しましたように、ごみ処理基本計画から推定をしているわけでございます。予測値というんですか、見込みをとっておりますので、その部分をつけ足して資料を調製させていただきます。

それから、21年度の市町負担金の計算書、これはできてございます。そういうことで、その計算書につきましては、これは資料として配付できると思います。

○議長（岩田秀雄君） 資料はいつごろになりそうですか。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 資料7につけ足すということで、一両日いただければというふうに考えております。今週の木曜日以降ぐらいでしたら、十分調製できると思います。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） もう一点。同じく議7-4の事業系の手数料1億2,000万というところで、20年度は1万5,000トンぐらいということで記憶しているんですけども、前年度との比較ではどんな感じでこの数字を入れられたか、あるいは前々年度ですね、18、19、20年度と比べてどんな感じで入れられているかということをお教えしてほしい。これは20年度の数字をそのままぼんと入れられているのか、そこら辺の数字だけ。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 事業系の可燃ごみ量につきましては、19年度実績で見させていただきました。川西が1万1,171トン、それから猪名川町が1,887トン、豊能町が1,014トン、それから能勢町が1,498トン、小数点以下もございまして、一応1万5,572とか3とかという数字になろうかと思っております。そういうところから、年間1万5,000トンというのを積算の数値として用いたものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 今中議員。

○6番（今中喜明君） 先ほどの事業所ごみのことなんですが、1万5,000トンの推定ということなんです。実績から積算されたようなんですけども、1億2,000万の収入があっても、この事業所のごみを焼こうとすれば実質それ以上の費用がかかるということになると思うんです。それで、事業所関係の減量の啓発は当然必要になってくるというように思いますし、事業所やったら、何でもかんでもまぜこちゃで、分別とかがなかなかしにくい状況で入ってくるというように思いますので、そういった形での啓発を含めて、単価80円というのは決まっておりますけども、今、1億2,000万でその事業所のごみが全部燃やせるかというて、燃やせない状況が現実にある中で、今後予算の編成をしていく上では、税金を投入して事業所のごみを焼いてるやないかと言われんような編成の仕方をしていかないと、事業所のところへごみを持っていけば安く引き取ってもらえるというような風潮が出てくるようなことになりかねませんので、事務局のほうで、こういった単価の見直し、事業所の取り扱い、搬入のさせ方、分別の方法なんかを各市町に指導するべきだと思うんですが、そのあたりのお考えはこの予算を組まれたときにはどうされたか。単に19年度の実績で金額をはじかれたのか、その辺、将来に向けての方針も出した上で受け入れ体制をとるべきやというように思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） このことにつきましては、前に手数料の上程をさせていただいたときに議員からもご指摘をいただきまして、私のほうからお答えさせていただきました。

原則は、かかった費用については当然負担をしていただく。ただし、今の経済状況等を見ながら、今後、手数料等については検討させていただきますというご答弁をさせていただいたところと思っております。

ただ、おっしゃってますように、事業系の分別等につきましては、関係1市3町のほうにも業者の指導は十分お願いをしているところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岩田秀雄君） 歳入に関しては他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） 次に、歳出予算について、質疑をお受けいたします。安田議員。

○7番（安田忠司君） 3点ほどお聞きします。

まず1点目は、資料6ですけれども、議の7-10と関連がありまして、議7-10の環境影響評価書の業務委託ですけれども、先ほどご説明ありましたように、補正では5,330万が4,620万になったということで、この資料6にも書いてありますけれども、21年度の予算では6,960万ということで、非常にふえてるわけですね。先ほど説明あったように、20年度は約760万減額していると。それは入札差金とかいろいろあつてということをお聞かされてますけど、これが2,000万ほどどんとふえている理由をちょっとお聞かせ願いたい。それが1点。

それから、資料6に関連するんですけれども、一番下に溶融スラグの運搬委託料1,701円と書いてるんですけど、21年度は2,403万円ということになっておってえらい数字が違うので、けたが違うのか、計算の尺度が違うのか、これを教えてほしいということが1つ。

次に、リサイクルプラザの指定管理料ですけれども、この前、1億ぐらいと言うてたのが、6,900万ということで、要は仕事量を減らしたり見直したりしてということで約7,000万ぐらいになってるんですけど、前回に比べてどういう内容を整理されたのかということをお聞かせ願いたいということで思ってます。

もう一点、議7-11で施設点検の整備委託、たしか2億8,000万ということで書かれてると思いますけれども、この内訳を教えてほしいということで思ってます。

もう一点、業務委託料の中で、何か知らんけども、よう似たやつばかりたくさんあるなということで思ってます。例えば、計量業務、それから調査委託の中で施設点検の整備委託料、議7-10ですけれども、これで390万と書いてるんですけど、施設点検の整備

なんて決まってるのと違うの。それを業務委託してどういう仕事をしてもらうのかということをお聞かせ願いたいということで思っています。まず、一たんそのことについてお聞きします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） まず、環境影響評価の増額の要因でございますが、一番大きいのは、大気質の分析におきまして、1週間9カ所というのは変わらないわけですけども、項目がダイオキシン等がふえまして、それに伴いましてかなりの増額になります。

それから、項目的に大きいのは悪臭調査で、ことしは官能試験だけで終わらせていますけど、来年からは悪臭物質を全部測定しますので、これも400万ほどの増額になります。

それから、動物調査につきましても、これも環境保全委員会の中で、こういう調査をふやしたほうがええというご意見がございまして、これも400万ほどの増額の要因になっております。

増額の要因は以上でございます。

それから、スラグ等の運搬についてのご質問でございますが、数量が確定しないということで、1トン運んだら幾らというふうな単価契約で入札を行っておりまして、今年の1トン当たりの運搬料は1,701円となっております。支払いは、月ごとの運搬量にその1,701円を掛けた額で支払うということになっていまして、予算の総額としましては来年度は2,600万ほどになりますけども、契約の金額としてはその単価で行っているということでございます。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 指定管理者の関係で答弁をさせていただきます。

前にいろいろご議論いただいた部分もでございます。それを踏まえまして、この指定管理者に決定している業者と調整をいたしました。どこが減ってるかということで、端的に申しますと、いわゆる事業関連の費用でございます。直接事業費で、講演会等ワークショップの開催を、初年度ということ踏まえまして、その状況を見ましてもっと減らしてくれということで、半分ぐらいに減らしております。

あと、いわゆる光熱水費とか電気代の部分で、啓発施設の電気につきましては太陽光の発電を使うというふうな形で、そういう部分ももろもろ省いて、いわゆる不必要な部分については省いた形で再度計算をさせていただいて、こういう形で予算をつくらせていただいたというところでございます。

これからも基本協定を結んでいく中で話をする中で、不要な部分は省いていきたいとい

うふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 次にご質問の施設点検整備でございますが、これにつきましては、焼却施設、灰溶融施設、リサイクル施設、そしてガスエンジン、それに建築設備と5項目に分かれております。

その2億8,000万円の考え方でございますが、5項目に分かれましたそれぞれの機器、例えば焼却施設ですと、受け入れ設備として計量器あるいはクレーン、燃焼設備では焼却炉といったもろもろが出てまいります。それらの額といたしまして、それらの機器の点検保守ということで、焼却炉で約1億6,000万、それから灰溶融設備で約7,000万、リサイクル設備で2,000万、それから建築設備とガスエンジンで約1,700万、それに消費税を加味いたしまして2億8,000万円と算出しているところでございます。

次に、計量業務と申しますのは、これはまさに受け入れのところの業務について、現在、焼却施設とリサイクルの運転と作業を委託したところでございますが、計量業務として別途委託を行ってまいりたいという考え方で、480万円を積算しております。

最後に、施設点検整備計画調査業務ということで、これは午前中の一般質問にもございました。我々といたしましては、この2億8,000万円の施設点検を行うに当たって、十分な点検整備の作業の確認、あるいは点検等の判断というのをさせていただきたい。まして、2年目以後になりますとそれぞれに機器の補修というのが出てまいりますので、そういったところを専門的な目でアドバイスさせていただきたいというアドバイス業務といたしまして、390万円を積算しているところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） リサイクルプラザの減額はわかりました。それから、内容も一部わかったんですけど、我々としてよく考えなあかんのは、従来、ごみを燃やすのに2億7,000～8,000万ぐらいかかるということで思うてたんですけど、この施設点検整備、メンテナンスをするということで、この金額の半分ぐらいは年間の必要経費かもわからないけども、要は何もなかったらお金がかかれへんというようなたぐいじゃないかということで思うてるので、これの固定費的なものがどれだけか、それとリスク的なものをどれだけ見ているのか、そういったことをあわせて、実際にかかる人、それからどんな感じで稼働といいますか、そういう人たちがどの程度日常動くのかということをお願いしたいということで思うてるんです。この施設点検整備はもちろんしっかりしてもらわなあか

んですけど、思うた以上に非常にお金がかかっているなど。燃やすのと同じぐらいかかっているということで、ここら辺はしっかりずっとこれからも見ていかなあかなということだと思うんですけど、そういう内容について、人と点検の主な内容と、そういう人たちがどういう稼働状況で勤務するのか、どういう費用がこうして要するのか、人と物との関係、それもあわせて教えてほしいと思います。

それから、先ほどご説明あった、要は単位を設けてということでは、予算では2,400万というやってるから、量は何ぼかということで決めてやってはるんですね。だから、その掛け算を教えてくださいませんか。2,400万という内訳で、このスラグが何ぼぐらい出るかということで見てもいいでしょう。その掛け算を教えてくださいませんか。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） まず1点目の施設点検でございますが、人と物ということでは、平成19年の10月におきまして、施設の運営と維持管理にかかる費用ということで議員総会でもご報告させていただいたところでございます。2年前の10月の議員総会のご報告に、維持保守という問題、施設点検にかかる費用について、10年間で約50億という費用の積算がございました。それを単純に単年の見まして5億程度という金額になっておるわけではございますが、そういった中で施設を維持していくためには、運転管理は運転管理としてやっていくものの、施設の内容を外観点検、あるいは作業点検、それらを見ていく必要があるということで、大きな機器に関しまして、機器それぞれの一つ一つの施設点検整備をお願いしたいと考えているところでございます。

そういった中で、具体的に受け入れの供給設備では計量器がございまして、トラックスケールというものでございまして、こういったところの外観点検、作動点検、そしてデータ処理が行っているかどうかの構造点検等を考えております。

また、今回、自動制御をとっておりますことから、投入扉の車両によります油圧装置、またごみクレーンの運転、これは最近自主点検ということになっておりまして、特にこのごみクレーンを自動並びに手動で運転するに当たっては、それぞれの点検をしていかなければかみ合わせが悪いということがございまして、巻き上げ装置だとか方向装置、油圧のバスケット、それらの細かい点の機器を見ていくという考え方でございます。また、燃焼設備につきましても、自動制御を行っております投入ホッパー等々ございまして、そういったものの一つの点をとらえてご説明させていただきました。

現在、人の考え方については、仕様書に当たっては積算してはおりませんが、それぞれ点

検にかかる費用として見積もりを徴収して、現在2億8,000万円と積み上げたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） スラグ等の運搬の関係でございますが、平成21年度につきましては、単価3,500円で、量としては約6,800トン、あと陶器・ガラスくずの予算が別途ありますが、それは800トンぐらいを見込んでおります。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 実際、6,800トンも出るんかいな。それが1点と、もう一点、今お答えありましたが、費用として2億8,000万、それはわかるんですわ。あちこち見ないかんのもわかるし、積算したらそうなるでしょう。ひょっとしたら安いかもわからない。だけれども、積算するに当たって、人がついてこういう作業をするからということでも全部するわけでしょう。交換するとき何ぼかという金額も若干含まれてるかもわからへんけども、要は人がずっとついて回ってるから、その合計が年間で2億8,000、3億ぐらいすると。10年間で40億か50億という非常に莫大な金額だから、これ詳細を出してもらわなあきませんね。我々は燃えるところばかりこうしてやってるけど、肝心の例えば炉の傷みはどうやと一生懸命チェックしてもらわないかんということでも我々は思うてるんで、そういうこともあわせて、費用で積み上げたらそうやということはわかるんやけども、その費用を積み上げるときに、こんだけの人が必要から、こんだけの時間かけるから、これだけの特殊な機械を使ってチェックや点検をするからこれぐらい要ということになっていると思うんですけど、そういったものは詳細出ますか。これからずっとこの3億近いお金が出ていくんやから、大変なお金やと思うんやけど。ほかの300万、400万を一生懸命チェックすることも大事やけど、こういう内容をきっちり、半年やったら半年、あるいは1年やったら1年ごとに議会のほうへ報告してもらわなあきませんね、実績について。

そうせんと、何でお金がかかったのか。毎日うろうろ見とって、1年間たったら2億8,000万、3億ぐらいかかりましたということでしょう、早い話が。だから、費用の積み上げもそうやけど、人との関係とか、あるいはこういう機器を使うからとかいうようなこともあると思うので、今先ほど言われた5項目、焼却炉とか灰溶融炉とかガスエンジンのところ辺とかいろいろあると思うんですけど、専門的で僕はようわかれへんねんけど、そういうことを出してもらわんとあかんと違いますか。この3億のも一回ちゃんとしとかなないと。詳細出ますか。今聞いただけではわかれへんけど。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 人のことについてはちょっと難しいかなと今思っております。我々も今後、4月からの契約に関しては、今議員おっしゃっておりますように、人の人数によって費用のかかる点、その点については今後の契約の中で具体化していくという考え方でありますが、現在はあくまでも見積もりをとった段階でございますので、まだ人のほうは見えてきません。ただし、どのような項目を考えているかということにつきましては整理はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 1点確認したいんだけど、例えばこういうマイクなんか、マイクの音が出るかというてチェックする、そういうことで人がかかったり費用がかかるから、そういうやつを積み上げて約3億近くなるわけでしょう。だけど、費用の積み上げっていうて、向こうさんが言うてるこういったチェックするのに300万、500万かかりまんねん、それを合わせて2億8,000万じゃ、ちょっと困るんでね。向こうさんの言うてるような人なり動作といいますか、私も民間の会社におってようわかるんやけど、そういう人がついたり機器を使ったりしてどれが何ぼかということで、こういった積算根拠で費用が出てくるのであって、そういった形で実際その人たちが動いてるかどうか、そういった機器を使ってやってるかどうか、そういうことが大事やと私は思うんやけど、議長、この辺、もうちょっとわかりやすい資料は出ませんか。今のままやったらわかれへんね。

いや、わかるんですよ。総額の費用が2億8,000万ぐらいかかっているのは何回も聞いてるし、10年間で40～50億ぐらいかかるというのもわかってんねんけど、漠然としてまんなど。今聞いてとっても、もうスタートやと言うてるのに漠然としとるな、いつまでたっても漠然としとって、向こうの言い値でやとるん違いますかということですよ。こんな入札でも何でもないねんから。だから、もうちょっとシビアな考え方でせないかんのと違うか。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 事務局として検討させていただきたいと思っておりますので、この点についてはよろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 資料の提出は可能でしょうか。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） その点も踏まえて検討させていただきたいと思っております。その上で議長とご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） よろしいでしょうか。

他に。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今の部分の関連でもあるんですけども、いわゆる維持管理業務という部分と焼却施設の全般的な業務委託という部分があると思うんです。焼却施設の分の業務委託については、平成24年の3月末までということで契約もされていらっしやっつて、今回、今の維持管理費用でいったら、10年間で約80億ぐらいやと。漠とした大枠の部分は出てくるけれども、それこそ本当にその金額が正しいというか、正当なのか正当でないのかという判断というのはなかなかつきにくいわけですよ。実際に、今はそうだけれども、来年になったらどうなるかわからない、再来年になったらどうなるかわからないというところに対して、私たちはとても危機感を持っている部分があります。

実は、2008年の12月に長崎のほうの広域の環境組合で、これもまたJFEが相手方なんですけれども、ガスや電気等の年間経費が余りにも高くなり過ぎてというて、これも訴えられてはるんですよ。だから、一番基盤になる、これにこういうお金が要ってといういわゆる算定根拠の部分というのを私たちは提出をしてほしいというふうに思っています。根拠になる部分ですので、すぐに出てくるかわかりませんが、そのあたりの部分で、やっぱり施設組合が納得できる金額だという根拠も含めた資料が欲しいというところ。これはだから、維持管理だけではなくて、先ほどの業務委託の部分でも一緒ですので、ぜひそのあたりの部分の資料をお願いしたいというところが1つ、これはお願いで結構です。

もう一つは瑕疵担保の部分なんですけれども、資料をいろいろと出していただいて、資料1のいわゆる業務委託については要求水準書のとおりには運転をなさないと。その部分で、受注者の責任については、資料2でも資料3でも随分明確に書かれているわけですね。だから、この部分だけ読むと安心をしてしまうんですけども、逆にどちらが原因者になっていくのかという微妙な部分、だれが責任とるねんというところでの費用負担というところに対する疑問なんかがあるんですけども、そのあたりの部分も、性能保証をしていくという点では受注者の責任がかなり大きいんだと、この資料2や資料3に書いてあるその文言どおりですよというふうなとらえ方でいいのかどうかということを、その部分だけ確認をさせてください。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） 資料2の1-54の9のところに「瑕疵の判定に係る費用」ということで、「瑕疵の判定に有する経費については受注者の負担とする」ということで明確にしておりますので、これ以上は必要ないかと思えます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。

これから試運転から本格稼働になっていくということで、引き渡しというところでは、やっぱり施設組合の側が主導的に、ここにあるように、言われるがままという言葉がこの間ずっといろんなところで出てくるんですけども、本格稼働に行くときの施設、機械等の受け入れも含めて、住民が納得できるような形で主導的にきちんとしていただきたい、これはお願いしかないとします。

それからもう一つ、施設のところで、資料9でいただいています総務費、総務管理費、第4目 緑地等維持管理費の除草業務、芝維持業務というのがあるんですが、これはどこのことなのかというところを聞きたい。

それから、残存緑地は施設組合としてはどうしていこうとされているのか。その残存緑地に対する何らかの手だての予算としては何か含まれているのか。もしかしてここに含まれているのならば、そのことも教えてください。

それから、第3款 衛生費の13 委託料の環境影響評価事後調査業務のところで、大気質等がふえていくということなんですが、この間も何度かお伝えをしたことがあるんですが、大気の温度を計測して行って、あの地域の気温が他地域の気温の上昇や下降とどう変化が違うのかみたいなことの調査なんかはされる予定はないのかどうか。東京都なんかは、ごみ焼却場を持っている区域のいわゆる外気温が、ほかの地域よりも平均的に高くなっているみたいな調査を持ってはるんです。だから、そのあたりのことも含めて、もう稼働していますけれども、今の周辺地域の外気温、温暖化ということもあって、年々上がっているという部分の上がり方なんかも、市内や1市3町のところでの基点を決めてというようにことにきつくなっていくと思いますが、そのあたりの取り組みなんかはいかがでしょうかというのの一つ聞きたい部分。

それから、第3款 ごみ処理費の13 委託料の部分で、処理困難物処分というのがあるのですが、この処理困難物というのは何を指して言うのかという部分と、この予算というのは何を根拠に出ているのか。それと、その下の不法投棄家電等処分の部分ですが、収集、いわゆる搬入までは各自治体の責任になっていますので、各自治体で不法投棄されたものはすべて施設組合のほうに搬入をされる、その分の処分費というふうに認識しているのかどうかという部分を確認させてください。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 除草の関係と芝の維持業務の関係でございますが、除草のほうにつきましては、現在別途に発注しております植栽あるいは修景工事の中におきまして、建物周りの植栽、あるいはエドヒガンの広場だとかビオトープを今回整

備しております。また、施設のほうでは、リサイクルの2階、3階部分に屋上緑化をやっております。屋上緑化の部分は昨年に植えつけましたが、もう既にいろんな種の雑草が生えてきておりますので、そういったところの除草ということで算出しております。

また、芝の業務委託につきましては、これは多目的広場でございます、これの関係の目土とか肥料を施すことに対しての芝の業務委託でございます。

残存緑地につきましては、こういった形で残存の緑地が整備できるか、指定管理者と協議の上で、住民をまじえた整備をどのようにするのかというのを今後議論していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） もう一点、気温の上昇等のご質問があったかと思うんですけども、処理場において、気温、湿度の計測はしていきますけれども、今、環境影響評価の事後調査計画にも気温等の変化に関するものはありません。この環境影響評価は、ご存じのように、1市3町の環境影響評価審査会の議を経て策定しているものですが、その中にもそういう評価項目はございませんので、測定はいたしますけど、それに対する評価は今のところやる考えはございません。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 処理困難物の処分につきましてですが、今現在、川西の北部云々で問題になっているかと思いますが、やはりそういう処理困難物、どうしても出さないといけないようなごみは出てくるだろうというふうに考えております。北部処理センターの実態等を踏まえて、週1回出てくるというふうな形で積算をしております。

それから、不法投棄の家電でございますけれども、テレビあるいは冷蔵庫というふうなものにつきまして不法投棄をされているものにつきましては、うちのほうのこの国崎クリーンセンターのほうに入ってくるというふうに考えております。19年度の川西の実績等を踏まえまして予算化させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 緑地の除草部分、建物周り、ビオトープ、屋上緑化のことを今おっしゃられたんですけども、国崎クリーンセンター啓発指定管理の積算資料の管理費の中に、屋上緑化部分等管理120万というのがあるんですけど、これとのかかわりはどうなっているんでしょうかというのが1点。

それから、環境影響評価の部分では、温暖化のこともあって一概にそこだけが原因というふうにはなりませんので、その周辺とそれ以外のところでの気温上昇の変化の違いが、

新しく焼却場が稼働をすることによって大きく影響したのではないかというような、いわゆる原因結果になっていくのかなど。あの地域は、今も農業をされていたりとか、それから動植物も含めて貴重なものがたくさんあるというようなことなんかも含めて、やはりこれから周辺住民の皆さんたちとの絡みの中でも、随分大きく影響を及ぼしていく中身になっていくだろうと思います。前回のときも、環境保全委員会で、必要でないからもういいねんみたいなニュアンスのことを答弁されてたんですが、本格稼働になっていきますので、施設組合として、誠意を持って周辺3地区も含めて対応していくということをこの間ずっとおっしゃっているんですから、ぜひそのあたりはお願いをしたいと思います。

処理困難物にはどんなものがあるか具体的に聞きたかったので、具体的に教えてください。

週1回になるという話で500万なんですけれども、いみじくも川西で今問題になっているとおっしゃいましたが、今、川西は処理困難物がゼロなんですよね。だから、その根拠がよくわかりませんので、何が処理困難物であるのか、週1回という根拠は何なのか、500万の内訳というのは、週に1回幾らの計算というような契約にしていこうという予算組みなのか、この500万の内訳を聞かせてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 指定管理者の関係でございます。いわゆる屋上緑化等の管理の部分でございますが、除草というふうな部分での積算はこちらで持っておりますけれども、いわゆる屋上の基本的な管理というのは、こちらの指定管理者にやっていただくという形で考えております。

端的に言いましたら、たしかに除草の部分ではダブっている部分があるかというふうには思いますけれども、その辺はいろいろ調整をした中でやっていきたい。除草をこちらがするのか、それとも定管理者が行うのは、植物の関係とか、そういうふうな点検を整備したり、いわゆる施設の点検をしたりという部分のいわゆる管理料でございます。そういうことで、除草の部分はちょっとダブっているというところでございます。

もう一つ、処理困難物の部分でございますけど、今現在、3町の粗大ごみが入ってきております。非常に困ったものも入ってきております。わけのわからない金属類というふうなものも入ってきております。それから、今現在、ソファベッドのスプリング、これが山積みになっております。それから、想定される部分では、まだ入ってきてはおりませんが、タイヤとか、それからバッテリーとか、そういうふうな粗大ごみの破砕にかけられないもの、そういうものが当然出てこようかというふうに考えております。

週1回というのは何ではかったのかということでございますけれども、ちょっと先ほど

も申したんですが、この予算査定をするときに実績ということで見せていただきました。そのときに聞かせていただく中で、大体週1回ぐらいそういうものがあるという実績を聞かせていただいたので、その形で出させていただいたところでございます。基本的にはそういう実績に基づいて出しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 説明を受けても理解できないのが、この委託料の中の緑地の維持なんですね。極端に言えば、それこそリサイクルセンターの部分については指定管理で委託をするわけですよ。その中に、管理費、植栽管理費、屋上緑化部分等管理と書いてあります。何でここの除草を違うところに委託して仕事をさせないかというようなことが、ここの委託料の答弁で出てくるのか、とても理解できません。それぐらいいいかげんな仕事の発注の中身だったりするというのが問題ではないでしょうか。わずかな金額といえど金額かもしれませんが、これが積もると大きくなっていくということの問題のほうがあるんじゃないかなと思います。ぜひ仕事の委託の仕様書の中身をしっかりと点検していただいて、この屋上緑化の除草については違う委託業者ですねんみたいな、そんなすみ分けなんかできるわけないじゃありませんか。だから、啓発施設については委託をするといつて委託料を払って、ちゃんとこちらで積算資料を持っているわけでしょう。だから、その部分と緑地等の維持管理費のところと同じものが出てくるなんてことはあってはならないんじゃないかと私は考えます。そのところは、委託業者の方たちも困るようなことがないように、無駄なお金が使われないようにちゃんとしっかりしていただきたいですし、この緑地の管理費の330万、芝の部分は140万ですけども、その330万についてはこのままでは困りますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、もう一つの処理困難物の部分です。今も金属類がいろんなものがあって山積みだ、その金属類は果たして処理困難物なのか、それとも資源物なのかというところで、今川西でも問題になっているわけです。そのあたりの部分は、今川西市として何が問題になっているのかということをしつかりと聞いていただいて、同じ間違いがないように、そしてきちんと施設組合として委託業者の方に指導をしていくようなシステムをつくっていただくように、もうる述べませんけれども、その部分についてはお願いをしたいと思います。

タイヤ、バッテリーについても、1市3町の中では処理困難物としてお金をかけなくても対応なさっている町もありますので、ぜひ住民の納得ができるように、新しく施設組合になったら、何か知らんけどいろんなところにお金が使われていくよというようなことがないように委託の中身にしていきたいと思います。これはもう意見で結構です。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 先ほど聞いた中で、1点目ですけども、1,600万ぐらい環境調査をふやしているということですけど、悪臭調査400万、動物調査400万、それはそれでいいんですけど、ことしやったら来年はしないでしようなど。動物調査なんか、毎年やって400万ものお金を使わんでもわかるん違いますかと。2年に1回か3年に1回で。そこら辺を聞きたいのと、悪臭調査も1度やったらどんな傾向かわかるん違うかということと、大気測定9カ所ということでは言われましたけど、これはずっとしなければいけないと思いますけど、その内訳を、1,600万のうち400万、400万と聞いたんやけど、大気測定とダイオキシンの測定で、ダイオキシンなんかは年に2回すると思うんやけど、費用がどれぐらいかかるかというのを分けてお答えいただけますか。

もう一点、組合議会の中で当初からいろいろ議論があったんやけど、屋上緑化の話が出たからちょっと言うときます。私は、屋上緑化なんか別に要らんでもええなということだと思うてんねん。この前見たように立派なやつができてるけど、実際こうして費用計算したら、大きな金額になって、こんだけのメンテナンスがと今言うてるように、あっちも費用かかる、こっちも費用かかるということやから、むしろ今のまま置いておいて、枯れたら何もせんでもええん違うの。都会の真ん中やったら屋上緑化せないかんかもわからへんけど、あんな自然環境のいいところにねえ。これ、最後まで事務局もしたくないと答弁しとったと思うとってんけど、新たに委員になったら、こんなんやりますわと。途中のアイエヌジーの経過では聞いてんねんけど、前からちょこちょこ見にいって、立派なものをつくっていただいて、立派なものを植えていただいてんねんけど、こんだけ金かかるんやったら、もう要らんのと違いますか。そこそこにしといて、あとほったらかしとったらええん違いますか。ということだと思うんやけど、1回皆さんどんな感じか。僕が最初に言うた質問だけご回答ください。それで、今の件もまた一度回答ください。僕は、あんなとこに、こんだけの費用かけて、その中で大層にわあわあと言うてやらんでもええん違うかと思えますね。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） 最初にありました大気質の件でございますが、設計額の比較によりますけれども、ことしは供用時、試運転時の調査が1回だけで、その分の項目がふえておりますけれども、来年は、ことしの試運転時と同じ項目で、あと残り3回分がふえるということで、その分が設計額で比較しますと1,200万ほどふえることとなります。ダイオキシンは、ことし延べ9回、1回掛ける9カ所で9回、ほかにベンゼンとか環境基準の設定してある項目が3項目ほど追加になって、結局、27回ふえます。ばいじん中の

重金属も同じように27回ふえるということで、大気質の増額がかなりあるということでございます。

それから、動植物の調査でございますが、これは環境保全委員会の結論と議会の結論が違うということもあり得るかなとは思いますが、組合としては環境保全委員会の意見でもって議会にお諮りするという姿勢でまいらざるを得ないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 施設の建設に当たりまして、公共施設で兵庫県が屋上緑化を推進している関係上、これは設けざるを得ないということで私どもは進めてまいりました。また、そういった中で、あの施設の環境という面での子供さんの利用ということを踏まえて設置していったものでございます。

しかしながら、先ほどありました金額の違いとかいうのもございますので、それらについては十分精査をさせていただいて発注してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 動物調査をこととするのはよろしいやん。だけど、私が言うてるのは、毎年しなくてもいいん違いますか、2年に1回とか3年に1回ぐらいでいいん違いますかということ言ってる。タヌキがどこにおる、鳥がどこにおるというて毎年毎年やって400万かけなあかんのかということ言ってるんです。ことしやった結果を報告して、要るんやったら要るでまた言うてもうたらしいし、要らんやったら要らんと、そういう柔軟な姿勢が必要と違いますかということです。

それと、大気測定とかダイオキシンの件ですけど、我々が聞いているのは、ダイオキシンの測定は年2回か3回しかせえへんよと。毎月やってほしいと言うてるのに、いや、そんなんは毎月できまへんねん、年に2~3回しかできまへんねんという話やけど、大気測定も含めて、いろんなことも含めて延べ27回やって1,100万ということですけど、これから毎年これだけ要るんですか。ダイオキシンはきっちりやってほしいねんけど、年3回なら3回きっちりやってほしいけど、大気汚染もあちこちこうしてあるやつで、それはそれできっちり調べてもらわなあかんけど、何だかんだ入れて延べ27回、いろんなやつをやったら1,100万って、ずっとこんだけお金かかるんかと。それやったら、先ほどから言ってるように、20年度の立ち上げのときに5,330万の予算を組んどって、4,620万に減額してるのはおかしいのと違うのということを言いたいよ。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 今、議員ご指摘のとおり、我々としましても、動物調査を果たして毎年する必要があるかどうか、それは我々も考えております。ただ、稼働いたしまして1年、2年は実績をとりまして、それから後、こういう状況ですので1年置きで調査をさせていただきたいとか、そういうことについて環境保全委員会のほうにもお諮りをしながら、その辺の削減については進めていきたいというのは事務局としても考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 屋上緑化の件、今ご答弁ありましたけど、当初から考えてると言うけど、私も一組の議員になって、当初は議員のほうからそういう意見もあったし、いや、そんな必要でないと事務局も右行ったり左行ったりして、もうやめとこうかという話もあって、最終的にぽこっとうしてつけようかという話やけど、私が言うてるのは、立派過ぎるなど、お金かけ過ぎやなということを言うてるので、もうちょっと工夫して、別にこれからずっとこんな金額かけんでも、来た子供たちに別に上に上がってもらわんでもええん違うの、何もなくてもええん違うの、芝生がなくてもええん違うか、土だけでもええん違うかということ言うてるだけでね。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） まず1点確認させてもらいたいんですけども、さっきの債務負担行為の中の施設清掃業務で、グラウンドの清掃管理はどこかと聞いたときに、指定管理者というふうなご答弁だったんです。それがこの指定管理者の資料10のどこに入ってくるのかがわからないので、まず教えてください。これはそれだけの質問です。

次に、先ほどから出ていた施設の点検整備委託費の2億8,000万円なんですけども、前にもらった資料の中では、1年目は2億7,165万円ですね。ここで5万円というぴったりの数字まで出されていて、その差が約900万円、私が見ている資料が違っていたらそれまでなんですけど、この920万円という差がどこから出てくるのか。今問題になっています屋上緑化だけでも100万単位のお金が出ていくというふうな議論の中で、この900万円という違いがどうして出てくるのか。先ほどの答弁の中で2億8,000万円の内訳をご答弁されていましたが、それをもう一遍聞かせてください。

それと、ここに書いています重機等の保守点検25万5,000円ですが、これはもともと以前いただいた1年目の資料に加えられているの話なのか、それとも全く別なものかどうかという、これに関しては以上3点、お願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 多目的広場の芝生の関係でございますが、この国

崎クリーンセンターの指定管理料の積算資料の中には入ってございません。これはなぜかといいますと、ここの部分につきましては、芝生を張りました後、芝生の状況等を見ながら、すぐに対応というんですか、使うということは考えておりません。ただ、先ほども言いましたように、予算としましては、多目的広場の目土の入れ、あるいは肥料をやるというふうな形で140万ほど予算をつけてございます。そういうふうな形で、こちらは指定管理者と相談をする中で、ここの部分につきましてはどういうふうな管理をしていくのかということも指定管理者と相談をする中で、別途、多目的広場の予算をつけているということでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 次に、施設整備点検の考え方でございますが、2年前に提出させていただきました段階で、2億7,000万円の費用の算出をしておりました。それから時間が経過しておりますことから、再度見積もりをかけましたところ、当初の考え方としまして3億800万円という金額が出てまいりました。しかし、これは精査する必要があるということで、それぞれの金額について精査を加えましたところ、2億8,000万という金額になりました。

その内訳的に申し上げますと、焼却施設で約1億6,000万、そして灰溶融設備で7,000万、リサイクル施設が2,000万、そしてガスエンジン等建築設備を合わせまして1,700万、これに消費税を入れまして2億8,000万という金額の算出になっております。

なお、重機の25万円でございますが、これは今回リサイクルプラザで入れましたフォークリフト並びにショベルローラーの機械の点検でございます。これの法定点検費用を上げているものでございます。施設の点検整備では大きな機器を対象にしております。これらのショベルローラーとフォークリフトにつきましては対象外になっておりましたので、必要な法定の費用を計上しておるところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） このグラウンドというのは、前回もこの場で議員のほうから、サッカーに使われたり云々という質問が出ていましたように、やっぱり一番目立つところであり、一番人が出入りする。そういう中で、あの清掃というのはきちっとすべきだろうなと思って、先ほどの債務負担行為の920万の中にグラウンドはどこに入っているかお尋ねしたら、はっきりと指定管理者だと。そういうふうな大きな清掃を指定管理者にお願いされていこうとしている中で、これからお話ししますというのは非常にあいまい過ぎる

んじゃないかなと。私の聞き方というか理解の仕方があれなのかもしれませんが、それともこの芝生の維持管理そのものを、140万の中で指定管理者にそのことも含めてお願いしようとしている流れになっているのか、もう一遍そのところをお尋ねします。あそこの清掃業務というのはやはり一つの大きな役割だと思いますので、この予算に上がっていないというのは解せないので、お願いします。

それと、2～3年前にいただいたこの資料の中で、2億8,000万円につきましては、今一番大きく動いているのはリサイクル施設の600万ですね。当初、1,450万だったのが、今2,000万とおっしゃっている。このわずかな期間でこんだけ上がるものかというのが、もう一つわかりません。なぜかというのが。このときのこれでもかなり議論があったわけです。これだけ経費がかかっていいのかどうかという議論もあった中で、見直してみたらひょっと上がりましたと。全体的には900万、しかもリサイクルに対しては600万という金額も出ているし、その他に関しても300万という金額の差が出ています。これは議長を通して資料的なものを今お願いしているところですので、こういったものも含めてきちっとご説明いただきたいと思います。この場でいただけるものならいただきますし、そのときでもお願いいたします。いずれにしても、このグラウンドのことに関してはご答弁をお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） この多目的広場に関しましては、先ほどもちょっとご答弁させていただいたように、いわゆる使える部分、この1年目では、芝生の養生等も踏まえて、これから物を考えていこうという形で、指定管理料のほう、いわゆる指定管理者のほうには予算はつけておりません。そういうことで、こちらのいわゆる緑地管理のところ、芝生の維持管理というふうな形でつけさせていただいたところでございます。

そういうふうな形で、こちらの総務費の中に入れて状況等を見る中で、どういうものが要するという形ではっきりする中で、再来年度以降、指定管理者の管理というふうな形で、その芝生の管理も含めてやっていくのかどうか、その辺も、指定管理者と、この1年、状況を見ながら判断していこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） じゃ、この1年間、あの芝生にごみやなんかが散乱していた場合、そこの清掃責任はどこになるんですか。要するに、どこにお願いに行ったらいいものやら、その答弁だけお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） 今140万云々で言うておりますのは、あくまで芝生の部分でございます。ごみが散らかっているというふうな形に関しましては、いわゆる指定管理者の責任でございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 秋元議員。

○15番（秋元美智子君） この指定管理者がグラウンドの清掃はしますということは、先ほどの質問の中でお答えくださいましたね。ということで、この資料10を見たときに、その予算としては入っていないと。入っていないけど、指定管理者が、サービスとは言いませんけれども、してくださるというふうな認識でよろしいんですね。清掃業務だけです。芝生がどうかは言いませんので。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） いわゆるごみが散らばっているというふうな問題でしたら、それは指定管理者が、職員、ここでは9名ほどという形で出せていただいておりますが、その9名の中で対処する、予算的にはその9名の中で対処するというところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今の指定管理の部分なんですけれども、少し確認をしたいのが、いわゆる啓発施設は貸し会議室みたいなこともされていくのかなというふうに思うんですけれども、違うんだったらまた言っていただいたらいいんですが、もしされていくとなったときは、その収入というのはこの指定管理のほうに入っていくのかというようにいわゆるお金の流れの部分です。

それからもう一つは、いわゆる指定管理料を施設組合の側が6,900万円ほど払っていくのですが、その会計報告等のチェックなんかはどのように具体的にされていくのかというものが1つ。

それから、委託業務すべてのこととさせていただいて結構ですが、施設組合として見積もり根拠になる人件費というのは、1人につき何を基準に幾らとされているのかというのが1つ。

それからもう一つは、資料7にごみ量というので出ているんですけれども、4月からは事業系のごみも全部搬入をされての稼働になりますが、今の見通しとしては、2炉24時間連続運転はずっと可能だというようなごみ量になっているのかという確認が1つ。

それからもう一つは、不適合事象対応マニュアルというのを資料5で提出していただい

ています。区分として1、2、3、4というふうな形でランクづけをされて、それぞれの対応のことが載っているんですけども、今回議会で報告があった試運転のときの不適合の事象なんかはどういうふうな扱いになるのかというのを説明していただくと、よりわかるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、貸し館の収入でございます。この貸し館の収入は、法的な面等いろいろ調べました。そういうことで、結論から申し上げますと、この収入につきましては指定管理者の収入にならないという形になります。この収入は組合収入というふうな形で考えております。

それから、管理の状況の調査ということで、これもいわゆる月報等をそれぞれ出させます。そういうふうな形で、最終的には、やってきた内容等を組合で審査する中で、指定管理料を払っていくというふうな形になろうかと考えております。

委託の人件費の関係でございます。人件費につきましては、こちらがいわゆる比較のために想定人件費というふうな形で出す場合もございますけれども、この委託の云々の中の人件費につきましては、どういうレベルですというふうなことはこちらは決めておりません。入札のときに低入札があった場合につきましては、人件費で日額の法定賃金を下回っていないかどうかというふうな形で審査は行いますけれども、こちらでは委託の部分についての賃金は決定はしておりません。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） 21年度において焼却炉が2炉同時に動かせるようなごみ量になっているかどうかというご質問でございますが、基本的には、1炉運転のときと2炉運転のときが交互にあらわれる状況と予想してございまして、もともとの設計もそのようになっています。想定では、2炉運転が200日、1炉運転が150日程度を想定しておりますので、よろしくお願いします。

今回の不適合事象の適用でございますが、先ほど言いましたように、4月1日からの適用ということを考えてございまして、その一つの経験としての事例としてとらえてございまして、こういう場合にはマニュアルに沿えばどういう対応をすべきだったということ、我々の中で検証しているところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 今の不適合の部分でいくと、この間は試運転というところで議会のほうにも説明をしていただいて、とても丁寧な文書も配付をしていただいているんですが、こういうふうなことをするかしないかも、まだこれから検討をするということなのか、

こういったことはすべて公に、マニュアルのページ7の4のところに、定期的に取りまとめて報告とか、3区分のところに組合へも報告するということがありますが、こういうこともまだ決まってへんということですか。そのあたりを1点確認をさせてください。

それから、ごみについては2炉で200日、150日は1炉運転だということは、立ち上げたり立ち下げたりが、この前の説明のときよりもうんと回数がふえるということですね。そのことの確認と、そのことはいつごろからわかっていたのかということだけお伝えをしてください。

それから、先ほどの指定管理の部分の貸し館の部分については、指定管理者には収入として入らないので、組合の収入になっていくということを確認していただいたんですが、そしたらその貸し館についての収入はこの予算書の中に入っているのかいないのか。先ほど、多目的広場については、1年目なので芝の状況を見てというようなことがあったので、来年度平成21年度については貸せへんねんというようなイメージがあったんですけども、貸し館についてはどうなのか。いつごろからの予定でとか、その収入は一体どこに入っているのかというのを確認をさせてください。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 雪岡次長。

○事務局次長兼施設建設課長（雪岡健次君） 不適合の問題点でございますが、今、前段、答弁がございましたが、今回の考え方は、不適合マニュアルの基本的事項の7ページで申し上げますと、今回の事例は表にあります区分4と考えております。ここに、定期的な取りまとめの周辺地域、住民協議会への報告という考え方がございますが、この前、2月の議会に際しまして各議員にもご報告させていただいたとおり、試運転で生じたことにつきましては3地区へもご報告させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） 焼却炉の運転でございますが、この間もご説明申し上げましたように、コールドスタート、いわゆる2炉ともとまって、それからの立ち上げは年1回ということでご説明したと思います。その間は、2週間なり3週間なり同時に動いて、片一方がとまって、片一方はそのまま動いておって、また2炉同時に動いてというその繰り返しになります。それはもう当初からわかっていることでございます。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○事務局次長兼総務課長（渡部秀男君） この貸し館業務の収入でございますけれども、これは諸収入の雑入に入れるということで考えております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 収入のところでしたら聞けばよかったですけども、ごめんない、戻っていいですか。雑入というのは1万円しかないんですけども、貸し館はもちろん21年度から開始をしようという方向はあるんですよね。そのところだけ確認をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） その使用形態、使用の期日等については全然把握もできておりませんので、とりあえず21年度予算につきましては雑入で計上させていただき、22年度からは、実績が当然出てきますので、費目を起こし、その中での収入としていきたいなと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 今中議員。

○6番（今中喜明君） 1点だけ、確認も含めてなんですが、環境影響評価の事後の調査ということなんですが、これは事後ということですので、竣工後の4月1日以降の話ということになると思うんですが、こういう評価をいつまでせんなんのやということですね。法的には、大気とか水質とか法定にしないといけない調査業務がいろいろあると思うんですが、それ以外にもたくさん調査項目をやっておられるように思うんですけども、そういったことを含めて、いつごろまでそういうことをしていかなあかんのかということ、事務局のほうは考えておられますか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） そのことにつきましては、先ほどの答弁でも申しましたように、安全ですよということの地域への情報、及び1市3町の住民の方々への通知、そのために当然すべきやと考えております。

ただ、その中で、先ほどご答弁させていただきましたように、毎年せなあかんのか、それとも項目を減らしてもいいのではないかと、1年サイクルとか2年サイクルでもいいのではないかと、そういうものにつきまして、今後我々といたしましても精査した中で、できる限り、費用の削減と言ってしまうのは悪いですが、その辺の見直しについてはしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岩田秀雄君） 今中議員。

○6番（今中喜明君） そうじゃなしに、そういったことは当然必要なんだろうが、豊能郡の美化センターの教訓を踏まえて、何かあったときに、行政または業者、それと議会を外した、住民を外した状態で、いろんなトラブルの発生する要因が出てきたときに、隠そ

う隠そうとしてくる要因が出てくるわけですね。そういった監視体制というものを、この環境事後調査は事後調査としてやるべきものかもしれませんが、そういった体制は必要と考えておられるのかどうか。住民にわかりやすくオープンにというのはわかるんですが、そういったシステムを何かつくっていかうとされているのか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 今ご指摘いただきましたように、環境保全委員会もその一つの報告機関であります。それともう一つは、周辺3地区と調印をさせていただきまして、協議会を持たさせていただいておりますので、それについてもご報告をする。その中で、環境影響評価につきましては四季観測が原則となっておりますので、その周辺3地区の方にも環境保全委員会の委員さんとして入っていただいている方もおられますが、そういう方々について我々の情報をすべてご提示させていただき、安全安心な運転をしているということのご理解を賜りたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 今中議員。

○6番（今中喜明君） そういった定期的な報告というようなことを、協定書か何かで結ばれて、どういった内容をこれだけ報告しますというようなことを定期的な形で発表するというか、報告するというような形で、そういう協定を3地区と結ばれているのか。また、3地区にこだわらずに、議会にもそういったことを報告したり、広報紙にも載せるなり、そういった形でのオープンなやり方を今後やっていくべきやというように思うんです。そうすることによって、業者に対する締めつけじゃないですけど、教育にもなると思いますので、そういうことを積極的にやっていかうというお考えなのかどうか、その辺をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（浜田 剛君） 今、議員からご指摘いただいたとおりでございまして、そういう情報公開を推進しながら、業者にもプレッシャーをかけ、安全運転を心がけなあかんとこと意識づけをしていきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 今の議員の質問と関連があるんですけど、一部事務組合の環境影響評価とか、予算書まではいかないやろうけど、そういったいろんな関連のそういうなんかを、インターネットとかホームページで公開するというような話をちらっと聞いてるんですけど、そういったことは4月から具体的にさせていただいて、8月ぐらいには何かできるんですか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局参事。

○事務局参事（井上 功君） 煙突の排ガスの濃度表示につきましては、3月中に試験をやりまして、4月1日からインターネットの組合のホームページにリンクさせて、そこをクリックすれば掲示板と同じ情報が見られるようにしたいと考えております。また、午前中に答弁させていただきました日報とか月報とか、それらにつきましても、何らかの形で、いわゆる運転の経過みたいなページで、クリックしたら、過去にさかのぼってすべてのデータが見られるようにしていきたいと思えます。

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑は終了させていただきます。よろしいでしょうか。
次に、討論に入ります。討論はございませんか。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 試運転で本格稼働というところで、今まで、土地の購入の価格だとか契約の部分等でいろんな意見も言わせていただいて反対をしてきたという経過があって、どうしようかなととても悩んできたわけですがけれども、きょうの午前中の管理者の答弁を聞いていても、やはり住民が本当に安心安全でという部分と、それから信頼を得て納得できるというところでの部分では、やっぱり引っかかりが残りました。先ほどの、わずかな金額かもわかりませんが、指定管理者が行う業務と、それからまた、総務費のほうで出てくる金額がダブっている部分だとか、不適合マニュアルの部分にしても、今まで局長も含めて、すべていろんなことをオープンにしていきたいというようなことでいい答弁をいただいてきたのに、今回の試運転のときの4項目の不適合の部分については、これからまだ検討をしていくというような言葉が出てくるだとか、そごがとても出てきています。

そして、委託料の中身の部分なんですけれども、人件費というのが一番わかりやすいかなと思って聞かせていただいたんですが、基本的には決めてないと。そしたら、何を基準に委託料の詳細な中身というのが決まってくるのだろうかというところに、またやっぱり疑問が残っていきますし、組合として委託を進めていく、委託先の労働者を守っていくというような立場のことなんかも、とてもあいまいな部分が残っているんだなというふうに思っています。

施設組合として、1つの自治体として、住民や働く労働者に対して責任を持つという立場はきっと変わらないという答弁をいただくと思えますけれども、そのところで、しっかりと説明責任を果たしていく部分と、透明性を持ってやっていただきたい。そして、不当なものには不当だという姿勢をしっかりと示していただきたいというふうに思っていますので、この来年度の予算については賛成をしかねます。

○議長（岩田秀雄君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

本案につきましては、起立により採決いたします。

原案に賛成の方のご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩田秀雄君） 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいまの予算審査の中でございました資料請求等につきましては、事務局のほうでできるだけ速やかに提出をお願いいたします。

また、1点つけ加えますが、次回定例会までに臨時会も予定しております。現時点で事務局等が十分に確認できなかった部分もあろうかと思っておりますので、また次の機会に一步明確にしていいただければとお願いいたします。

次に、請願の審査に入るわけでございますが、理事者の方につきましては、一たん退席をお願いいたします。

〔理事者 退室〕

○議長（岩田秀雄君） しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 午後 3時57分

再 開 午後 4時19分

○議長（岩田秀雄君） 再開いたします。

~~~~~

日程第12 請願第1号 ごみ処理施設運転委託業務に対する施設組合の技術的補強を目的とした第三者機関との連携体制の構築に関する請願

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第12 請願第1号 ごみ処理施設運転委託業務に対する施設組合の技術的補強を目的とした第三者機関との連携体制の構築に関する請願書を議題といたします。

本請願に対する各議員のご意見をお伺いいたしますが、紹介議員がいらっしゃいますので、また説明したい旨の報告がありましたので、皆様、いかがいたしましょうか。

（「お願いします」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、説明を、紹介議員であります宮坂満貴子議員から簡潔にお願いしたいと思います。宮坂議員。

○8番（宮坂満貴子君） ありがとうございます。

この請願を出された方ですけれども、藤岡民江さん、森田治男さん、このお二方は環境保全委員会のメンバーの方でいらっしゃいます。このたびの一連の不適合事象といたします



か、基準値オーバーということについて住民として非常に大きな不安を持たれまして、それでこれを何とかしていかないといけないという思いから、このような請願を立ち上げた次第です。

請願の趣旨といたしましては、ここにございますように、一番最後の3行なんですけれども、「この地域の事情を理解し、特段に配慮した安全安心の操業をしていただくために、また住民の信頼を回復するために、施設組合は相談助言相手として、自治体の立場での情報の蓄積を持つ第三者機関との連携体制を構築することをお願いいたします」という内容です。

私のきょうの一般質問でもさせていただきましたけれども、何分にも事務組合の皆さん方は、技術的な面、または知識の面において、業者と対等に物を言っていくというふうな力はないと思っています。そのことは事務組合自体もよくご存じというか、認識されておられるようで、そのような組織についても今後考えていくというお言葉をいただきましたんですけれども、それはそれとして、ぜひとも私としましては、環境保全委員会のメンバーである方の中から、1年余り、長い方で2年近くこういうことに取り組んでこられたことの中からの事務組合に対するいわば判断であったと思いますので、そのところを酌んでいただいて、この請願にご賛同いただきますようお願い申し上げたいと思います。どうぞご検証ください。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 説明は終わりましたが、紹介議員に対して何かご質問がありましたらお伺いいたします。

○15番（秋元美智子君） きょうの一般質問の答弁とこの文書とは、要するにイコールの認識なのかどうかという面からお尋ねしたいんです。

ここで「自治体の立場での情報の蓄積を持つ第三者機関との連携体制を構築」と書かれていまして、これがこの請願の趣旨だと思うんですが、きょうの理事者の答弁は、どうもこういった知識を持っている第三者機関の委員会をつくるみたいな説明だったんです。私自身は、施設組合の職員そのものに知識を豊かにして行ってほしいんですが、きょうの答弁を聞くと、どうもそういう知識を持っている方々に見ていただくというふうな、ちょっと違ったようなニュアンスを私自身は受け取ったものですので、そのあたりのところについて、この「連携体制を構築する」という部分に関して、紹介議員としてどのような趣旨なのかをお尋ねしたいんです。

○8番（宮坂満貴子君） 請願を出されたお二方は、最初は、委員会でありますとか、または契約によって結ばれた関係ではなくて、これの候補として大阪市の協会を挙げておられるんですけれども、そういうところへ自主的に事務局のほうが相談に行くというふうな体

制をとってもらいたいという発想だったんです。けれども、相談に行くということは、今回のような不適合事象といいますか、10月からの問題ですけれども、そういうことに対して疑問を持たない限り相談にも行きませんね。イエスマンである限り、業者の言葉をうのみにしてしまう限り、相談に行かないということがありますので、やはり契約を1つ交わして、それで外部の団体を第三者機関として構築しないといけない。ある団体に対して単なる相談業務を行っていくということでは、これは用をなさないというふうに思っておられる。事務局のほうもそのように考えておられると思います。本当ならば、お金もかからずに相談に行ってくれば非常にありがたいと思うんですけれども、相談に行く姿勢を持つということは、疑問を持ってこそ行ってもらえるのであって、現事務局の知識でありますとか資質でありますとかという中からでは疑問は生まれてこないだろうと私は思っています。

以上です。

○15番（秋元美智子君） きょう事務局はああいう説明をされていましてね。第三者の専門的な方に集まっていたいただいて検討していただく場を考えているというご説明でした。それと、この「自治体の立場での情報の蓄積を持つ第三者機関との連携体制」というのはある程度同等と考えてよろしいのでしょうか。流れからいくちょっと違うのかもしれないけど、今はそういうお考えでいいのかどうか。

○8番（宮坂満貴子君） 私のほうは、全く同じものであるとは思っていません。環境保全委員会のある部分の方々は、お金を使って外部機関と契約を行って連携していくというところまでは望んでおられなかったと思います。けれども、それに近いもの。私は、ご相談を受けたときにお話し申し上げました。いわゆる公的機関というのは、ちょっと行って相談してくるねというようなことは絶対できないので、これは契約という形にならざるを得ないんですということはお話ししてあります。ですから、そのことについても了解された上で、やはりこの請願を出していただきたいというふうにおっしゃいましたので、その部分も含んでおられると思います。

○議長（岩田秀雄君） 他に何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） では、引き続き皆様のご意見をお伺いいたします。

ご意見ございましたらどうぞ。安田議員。

○7番（安田忠司君） ここに書いている施設組合というのは、広域に解釈したら2とおありあって、事務局のこととこの議会に関することと2つに言葉がまたがっていると思うんです。

それから、私が思うには、ここには3つのことが書いてあると思う。まず、保全委員会で言うたとおりに解決しましたと上の3行には書いてあるんですが、私はそうじゃないと思うねん。議会がやいやい言うたからだと思うし、問題の惹起はしてるかもわからないけども、そういったこと。

その次の3行は、チェックできないのではないかと、危惧しています。だから、ここでよくチェックしたらいいんじゃないかということと、それから下の3行は、相談相手として第三者機関と連携ということが書いてあるけども、要は、私は、組合議会がしっかりチェックして、きょう皆さんが予算とか技術的なこととかいろんなことを言われたように、そういったことをきっちりチェックする、あるいは現地へ行ってチェックする、そういうことを要は組合議会としてしっかりしとったらいんじゃないかと。言うとして向こうが隠したりしたら別やけど、言うてないから、言わんでもええん違うかということ言うてたんじゃないかと。だから、数字とか資料とか、あるいは現地とか、そういったことをこの議会なり、あるいは協議会なんかでやっていただいたらいいんじゃないかということで思っています。請願事項のように組合の技術的補強を第三者機関としてやったら、また屋上屋を重ねて、環境保全委員会のことも聞かなあかんわ、ここの意見も聞かなあかんわ、組合議会のことも聞かなあかん、専門メーカーのことも聞かなあかんって、全部のことを聞かなあかん。それぞれがそれぞれの立場でやったらええんで、特にここはチェック機関やから、管理する立場やから、議決権があるんやから、ここがしっかりしとったらええん違うかと。だから、ここが重箱の隅から隅までつくようなことも含めて、徹底的にチェックしたらええん違う。こうして我々もひっくるめて、知識・識見を広げるようにしないとイケないと思いますね。こういう第三者機関を、環境保全委員会の横か上か、あるいは事務局の横に置いたり上に置いたりということについては反対ですね。切りがない。

○8番（宮坂満貴子君） 私も、議会のチェックということがしっかり行われれば、今回の出来事というのは、事務局のほうと、それから議会にも責任のあることだと思っています。議会もしっかりとチェックできる機関であれば、ここまで広がらなかったんじゃないかと思えますし、議会の中にも、やはり技術的なものとか経験とかというものの蓄積はほとんどありません。確かにあのこと以来、今の議会の皆さん方はよく勉強されて詳しくなられたとは思いますが、議員もかわっていきますし、環境保全委員さんもメンバーがかわっていきますので、事務局のほうにしっかりしていただくという意味で、コンサルタント的なそういう組織との連携をぜひともお願いしたいと思っています。

○議長（岩田秀雄君） 他に、本請願について何かご意見。黒田議員。

○16番（黒田美智君） 私も紹介議員にもならせていただいているんですけども、今ま

での予算の部分だとか一般質問の中でも、いろんな部分で情報公開が大事であることだとか、情報の提供が大事やという部分、それからより専門的な知識や技術が大事やというところは、その上ではみんな認識は同じかなというふうに思っているんですけども、私は、やっぱり絶対なものというのではないんだと。特に、新しい大型の焼却場がこれからずっと稼働していくというところでは、絶対大丈夫というのではなくて、もしもというときのリスクを考えて、幾重もの安全安心のためのシステムづくりはとても大事になっていくだろうなというふうに思っています。これは、今稼働していくということだけではなくて、これから日々進歩していくだろう、さまざまな状況が発展的になっていくということも見据えた部分のシステムづくりが必要だろうなというふうに思っているところです。

もちろん、私も一議員としてチェックをしていきますけれども、本当に焼却場の中身についてきちんとした疑問を持って追及できるかというところ、やっぱりそこは素人なんです。だから、その部分を含めて、この請願趣旨にありますように、行政の側として住民に対してどれだけ責任を持っていくかというところの幾重ものシステムの中に、1つは、この請願趣旨にもありますし、請願事項にもあります技術的な補強を目的としたような体制づくりがとても大事だろうという部分と、それから連携の体制をどのように構築するのかというのは、この請願を受けて行政の側がこれから考えていくべきことであろうと思いますので、この部分でのより専門的な技術、それから知識を持って、それを私たちも含めて情報公開も提供もしていけるような体制づくりを施設組合の側がしていくというところで、この請願を採択して、そのような施設組合の事務局等にもなっていただきたいというふうに思っています。

午前中の一般質問の中でも、前向きに考えていくというような答弁もありましたけれども、いろんな角度からこういった部分で監視体制を構築していくというのはとても大事だと思っていますので、ぜひ議会として採択をして意見を上げていけたらなというふうに思っているところですので、よろしくをお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 他に意見はございますか。平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 請願事項に書いています「施設組合の技術的補強を目的とした第三者機関との連携体制を構築する」ということですが、一連の立ち上げ時の問題等を含めた中で、いろいろ問題があったということで、信頼感というのが失墜したのかなということも午前中に申し上げさせてもらったんですが、事務局等の答弁で、やはりそういったところを重くとらえた中で、委員会的な専門機関、そういったところを検討されておることが出てきたということもありますし、やはり施設全体の監視というところに課題があるとすれば、内部的な監視、外部的な監視、そして専門機関的な監視という3つが

整った中で、相互に信頼していけば、よりよい監視体制ができるのかなという思いが私自身の中にもありますので、午前中の答弁の中であった専門機関、住民等を含めていろんな意見がこれからかなり出てくると思いますので、今はそういった信頼すべく、この採択につきましては、専門機関というところを構築するというところで同等の趣旨のものかなと思ってしますので、採択というところには私の中では至らないということをお願いいたします。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 他に意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、あらかじめ皆様方には本請願書をご確認いただいております。

本日、結論を出すかどうかを先に決めさせていただきたいと思いますが、本日結論を出すということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） そうしましたら、本日結論を出すということで決定いたします。

結論を出す場合、採択と不採択がございます。

それでは、請願第1号につきまして、採択とされる方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩田秀雄君） ありがとうございます。

請願第1号は、賛成者少数をもって不採択といたします。

理事者の入室をお願いいたします。

〔理事者 入室〕

○議長（岩田秀雄君） しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 午後 4時37分

再 開 午後 4時37分

○議長（岩田秀雄君） 再開いたします。

~~~~~

○議長（岩田秀雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。定例会に付議されました案件は議了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することと決定いたしました。

~~~~~

○議長（岩田秀雄君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方のご精励に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、心から御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、条例制定5件、平成20年度補正予算及び平成21年度予算につきまして審議を賜り、原案どおりご決議を得まして、本日閉会の運びとなりましたことは、組合運営のためにまことにご同慶にたえないところでございます。

終わりに臨み、議員の皆様方におかれましては、健康にご留意をしていただきまして、組合のさらなる発展のためますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩田秀雄君） 第1回組合議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、条例制定、平成20年度補正予算及び平成21年度予算の重要案件を審議いたしました。議員各位のご精励によりまして、ただいま閉会を宣告できますことは、まことに喜ばしい限りでございます。

議員各位のご精励と理事者各位のご協力に深く敬意を表するものでございます。

議員各位におかれましては、この上とも十分にご自愛くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

○議長（岩田秀雄君） これをもちまして、平成21年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時40分